

電気事業法等の一部を改正する等の法律案に対する修正案 新旧対照条文

- 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の一部改正（第一条関係）……………一
- 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の一部改正（第二条関係）……………一六
- 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の一部改正（第三条関係）……………一九
- 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（第三条の二関係）……………三八
- ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部改正（第四条関係）……………四〇
- ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部改正（第五条関係）……………四七
- ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部改正（第六条関係）……………六四
- 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）の一部改正（第七条関係）……………七九
- 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の一部改正（第十条関係）……………八九
- 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の一部改正（第十一条関係）……………一〇九
- 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の一部改正（第十二条関係）……………一一一
- 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（第十二条の二関係）……………一二二
- 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（第十二条の三関係）……………一三三
- 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第十二条の四関係）……………一四四
- 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第十二条の五関係）……………一一七
- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）（第十二条の六関係）……………一一九
- 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）（第十二条の六関係）……………一二〇
- 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百四十九号）……………一二一
- （第十二条の六関係）……………一二一

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（第十二条の六関係）	一三二
○道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）（第十二条の六関係）	一三三
○総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（第十二条の六関係）	一三四
○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）（第十二条の六関係）	一三五
○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（第十二条の七関係）	一三七
○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（第十二条の七関係）	一三八
○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（第十二条の七関係）	一四〇
○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（第十二条の八関係）	一四一
○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（第十二条の九関係）	一四二
○経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（第十三条関係）	一四三
○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（第十二条の七関係）	一三二
○道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）（第十二条の七関係）	一三三
○道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）（第十二条の七関係）	一三四
○総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（第十二条の七関係）	一三五
○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）（第十二条の七関係）	一三六
○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（第十二条の七関係）	一三七
○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（第十二条の七関係）	一三八
○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（第十二条の七関係）	一四〇
○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（第十二条の八関係）	一四一
○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（第十二条の九関係）	一四二
○経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（第十三条関係）	一四三

○ 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（第十四条関係）	一四五
○ 電気事業法等の一部を改正する等の法律案（附則関係）	一四七



○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（電気事業法の一部改正）</p> <p>第一条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第三章 会計及び財務（第三十四条―第三十七条）」を「第三章 会計及び財務（第三十四条―第三十七条）」を</p> <p>第四章 あつせん及び仲裁（第三十七条の二―第三十七条の四）」</p> <p>に、「第四編 土地等の使用（第五十八条―第六十六条）」を</p> <p>「第四編 土地等の使用（第五十八条―第六十六条）」</p> <p>第四編の二 電力取引監視等委員会（第六十六条の二―第六十六</p> <p>六条の十七）」</p> <p>に改める。</p> <p>第十九条第一項中「経済産業省令」を「電力取引監視等委員会規則（以下この節において「委員会規則」という。）」に、「経済産業大臣」を「電力取引監視等委員会（以下この節及び第三節において「委員会」という。）」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第三項中「経済産業省令」を「委員会規則」に改め、同条第四項中「経済産業省令」を「委員会規則」</p>	<p>（電気事業法の一部改正）</p> <p>第一条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第三章 会計及び財務（第三十四条―第三十七条）」を</p> <p>「第三章 会計及び財務（第三十四条―第三十七条）」を</p> <p>第四章 あつせん及び仲裁（第三十七条の二―第三十七条の五）」</p> <p>に、「第四編 土地等の使用（第五十八条―第六十六条）」を</p> <p>「第四編 土地等の使用（第五十八条―第六十六条）」</p> <p>第四編の二 電力取引監視等委員会（第六十六条の二―第六十六</p> <p>六条の十六）」</p> <p>（新設）</p> <p>に、「第百十四条」を「第百十四条の二」に改める。</p>

に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第五項中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第六項中「経済産業省令」を「委員会規則」に改め、同条第七項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第九項及び第十項中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第十二項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第十三項中「経済産業大臣」を「委員会」に改める。

第十九条の二第一項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「委員会」に改める。

第二十一条第一項ただし書中「経済産業大臣」を「委員会」に改める。

第二十二条第一項、第三項及び第四項中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第五項及び第六項中「経済産業省令」を「委員会規則」に改め、同条第七項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第八項中「経済産業省令」を「委員会規則」に改め、同条第九項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第十一項及び第十二項中「経済産業大臣」を「委員会」に改める。

第二十三条中「経済産業大臣」を「委員会」に改める。

第二十四条第一項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「委員会」に改める。

第二十四条の二第一項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第三項中「経済産業大臣」を「委員会」に改める。

第二十四条の三第一項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第二項ただし書及び第三項中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第四項中「経済産業省令」を「委員会規則」に改め、同条第五項中「経済産業大臣」を「委員会」に改める。

第二十四条の四第一項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第四項及び第五項中「経済産業大臣」を「委員会」に改める。

第二十四条の六第二項及び第三十条中「経済産業大臣」の下に「又は委員会」を加える。

第三十七条の次に次の一章を加える。

第四章 あつせん及び仲裁  
(あつせん)

第三十七条の二 電気供給事業者間において、電力の取引に係る

第三十七条の次に次の一章を加える。

第四章 あつせん及び仲裁  
(あつせん)

第三十七条の二 電気供給事業者間において、電力の取引に係る

契約その他の取決めであつて政令で定めるもの（以下この項及び次条第一項及び第六十六条の二第三項第二号において「契約等」という。）について、一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、若しくは協議が調わないとき、又は契約等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、電力取引監視等委員会（以下この章において「委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができない。ただし、当事者が第三十二条第一項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 5 6 (略)

(仲裁)

第三十七条の三 (略)

2 5 4 (略)

(削る)

(政令への委任)

第三十七条の四 (略)

契約その他の取決めであつて政令で定めるもの（以下この項及び次条第一項において「契約等」という。）について、一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、若しくは協議が調わないとき、又は契約等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、電力取引監視等委員会（以下この章において「委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三十二条第一項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 5 6 (略)

(仲裁)

第三十七条の三 (略)

2 5 4 (略)

(申請の経由)

第三十七条の四 この章の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、経済産業大臣を経由してしなければならない。

(政令への委任)

第三十七条の五 (略)



第六十六条の次に次の一編を加える。

第四編の二 電力取引監視等委員会

(設置等)

第六十六条の二 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項の規定に基づいて、経済産業省の外局として、電力取引監視等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2| 委員会は、電力の適正な取引の確保を図ることを任務とする。  
3| 委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 電力の取引の規制に関すること。

二 電気供給事業者間における契約等の締結に関する事件のあっせん及び仲裁に関すること。

三 電気事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議すること。

四 前三号に掲げる事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

(職権の行使)

第六十六条の三 (略)

(組織)

第六十六条の次に次の一編を加える。

第四編の二 電力取引監視等委員会

(設置及び権限)

第六十六条の二 経済産業省に、電力取引監視等委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2| 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(職権の行使)

第六十六条の三 (略)

(組織)

第六十六条の四 (略)

2 委員のうち二人は、非常勤とする。

(委員長)

第六十六条の五 (略)

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第六十六条の六 委員長及び委員は、法律、経済、金融又は工学に関して専門的な知識と経験を有し、その職務に関し公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、両議院の同意を得て、経済産業大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、経済産業大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、経済産業大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

4 次のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることが

第六十六条の四 (略)

2 委員長及び委員は、非常勤とする。

(委員長)

第六十六条の五 (略)

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第六十六条の六 委員長及び委員は、法律、経済、金融又は工学に関して専門的な知識と経験を有し、その職務に関し公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣が任命する。

(新設)

(新設)

(新設)

できない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 電気事業者又はその者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者

四 電気事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、

これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）又は使

用人その他の従業者

（委員長及び委員の任期）

第六十六条の七 （略）

2・3 （略）

（罷免）

第六十六条の八 経済産業大臣は、委員長又は委員が第六十六条の六第四項各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらを罷免しなければならない。

2 経済産業大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない行為があると認めるときは、あらかじめ委員会の意見を聴いた上、

（委員長及び委員の任期）

第六十六条の七 （略）

2・3 （略）

（新設）

両議院の同意を得て、これらを罷免することができる。

(委員長及び委員の服務等)

第六十六条の九 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び常勤の委員は、在任中、経済産業大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)

第六十六条の十 (略)

2・3 (略)

4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第六十六条の五第二項に規定する常勤の委員は、委員長とみなす。

(事務局)

第六十六条の十一 (略)

2・3 (略)

(新設)

(会議)

第六十六条の八 (略)

2・3 (略)

4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第六十六条の五第二項に規定する委員は、委員長とみなす。

(事務局)

第六十六条の九 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2・3 (略)

(削る)

(委員会の意見の聴取)

第六十六条の十二 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一 (略)

二 第八条第六項、第九条第五項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)、第十六条の三第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第二十四条の六第二項(第二十条の七において準用する場合を含む。)、第二十八条の四十六第三項、第二十八条の五十一、第二十九条第六項、第三十条又は第三十五条の規定による命令をしようとするとき。

三 第十条第一項若しくは第二項、第十四条第二項、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項又は第二十八条の四十六第一項の認可をしようとするとき。

4| 事務局の内部組織は、政令で定める。

(委員会の意見の聴取)

第六十六条の十 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一 (略)

二 第八条第六項、第九条第五項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)、第十六条の三第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第十九条第五項、第十項若しくは第十三項、第十九条の二第二項、第二十二條第四項若しくは第十二項、第二十三条第一項(第二十四条の二第五項において準用する場合を含む。)、若しくは第二項、第二十四条第二項、第二十四条の二第三項、第二十四条の三第三項若しくは第五項、第二十四条の四第四項若しくは第五項、第二十四条の六第二項(第二十四条の七において準用する場合を含む。)、第二十八条の四十六第三項、第二十八条の五十一、第二十九条第六項、第三十条又は第三十五条の規定による命令をしようとするとき。

三 第十条第一項若しくは第二項、第十四条第二項、第十九条第一項、第二十一条第一項ただし書、第二十四条の二第一項、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項又は第二十八条の四十六第一項の認可をしようとするとき。

四〇六 (略)

(削る)

(削る)

七〇八 (略)

2 (略)

(削る)

四〇六 (略)

七 第二十二條第一項第二号又は第二十四條の三第二項ただし書の規定による承認をしようとするとき。

八 第二十三條第三項(第二十四條の二第五項において準用する場合を含む。)の規定による変更の処分をしようとするとき。

九〇十 (略)

2 (略)

(勧告)

第六十六條の十一 委員会は、第百十四條第一項又は第二項の規定により委任された第百五條、第百六條第三項若しくは第五項又は第百七條第二項若しくは第五項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次條第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

3 委員会は、前項の規定による報告をした場合には、経済産業

(削る)

第六十六条の十三・第六十六条の十四 (略)

(国会に対する報告)

第六十六条の十五 委員会は、毎年、経済産業大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(規則の制定)

第六十六条の十六 委員会は、その所掌事務について、法律若し

大臣に対し、当該報告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

第六十六条の十二 委員会は、第一百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第二百五条、第一百六条第三項若しくは第五項又は第一百七条第二項若しくは第五項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2| 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3| 委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

第六十六条の十三・第六十六条の十四 (略)

(公表)

第六十六条の十五 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

(新設)

くは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、電力取引監視等委員会規則を制定することができる。

(電力取引監視等委員会規則への委任)

第六十六条の十七 この編に規定するもののほか、委員会に  
必要な事項は、電力取引監視等委員会規則で定める。

第二百五条に次の一項を加える。

2 委員会は、毎年、一般電気事業者及び卸電気事業者の業務の  
監査をしなければならない。

第六十六条に次の一項を加える。

8 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定  
めるところにより、電気事業者に対し、その業務の状況に関し  
報告又は資料の提出をさせることができる。

第七十七条第十三項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同  
条第十四項とし、同条第十二項中「第九項」を「第十項」に改め、  
同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第九項」を「第十項」  
に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項から第十項までを  
一項ずつ繰り下げ、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員  
に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、  
業務の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査さ

(政令への委任)

第六十六条の十六 この編に規定するもののほか、委員会に  
必要な事項は、政令で定める。

(新設)



せることができる。

第百八条中「第八条第一項」を「又は第八条第一項」に改め、「第十九条第一項又は第二十三条第三項（供給約款に係るものに限る。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2 委員会は、第十九条第一項又は第二十三条第三項（供給約款に係るものに限る。）の規定による処分をしようとするときは、

公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

第百十一条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は登録調査機関の調査業務」を削り、「経済産業大臣」の下に「又は委員会」を、「申出」の下に「（委員会に対するものにあつては、電力の取引に関するものに限る。）」を加え、同条第二項中「経済産業大臣」の下に「及び委員会」を加え、「前項の申出」を「前二項の申出（委員会にあつては、第一項の申出）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 登録調査機関の調査業務に関し苦情のある者は、経済産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができるとができる。

第百十三条中「経済産業省令」の下に「、電力取引監視等委員会規則」を加える。

第百十七条の五中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第六十六条の九第一項」に改める。

第百十一条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は登録調査機関の調査業務」を削り、「経済産業大臣」の下に「又は委員会」を、「申出」の下に「（委員会に対するものにあつては、電力の取引に関するものに限る。）」を加え、同条第二項中「経済産業大臣」の下に「及び委員会」を加え、「前項の申出」を「前二項の申出（委員会にあつては、第一項の申出）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 登録調査機関の調査業務に関し苦情のある者は、経済産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができるとができる。

第百十四条を次のように改める。

（権限の委任）

第百十四条 経済産業大臣は、第百六条第三項及び第五項並びに第百七条第二項及び第五項の規定による権限（電力の適正な取

第二百二十条第八号及び第十二号中「若しくは第六項」を「、第六項若しくは第八項」に改める。

引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2| 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第二百五条の規定による権限並びに第百六条第三項及び第五項並びに第百七条第二項及び第五項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3| 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4| 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定による権限（第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を経済産業局長又は産業保安監督部長に委任することができる。

5| 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6| 前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

第六編中第百十四条の次に次の一条を加える。

（委員会に対する不服申立て）

第百十四条の二 委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任された第百六条第三項又は第五項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（前条第五項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。）についての不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の一部改正（第二条関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>第二条 電気事業法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二条第一項第八号及び第二項第二号中「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める。</p> <p>第二条の十三第一項中「電力取引監視等委員会規則」を「電力・ガス取引監視等委員会規則」に改める。</p> <p>第二条の十七第一項中「電力取引監視等委員会」を「電力・ガス取引監視等委員会」に改める。</p> <p>第十七条第二項、第十八条第一項、第二十三条第一項第一号及び第二号並びに第二十七条の十二中「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>第六十六条の二第一項中「電力取引監視等委員会」を「電力・ガス取引監視等委員会」に改め、同条第二項中「電力」の下に「ガス及び熱」を加え、同条第三項第六号を同項第十二号とし、同項第五号を同項第十一号とし、同項第四号の次に次の六号を加える。</p> <p>五 ガスの取引の規制に関すること（ガス事業（ガス事業法（昭</p>	<p>第二条 電気事業法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二条第一項第八号及び第二項第二号、第十七条第二項、第十八条第一項、第二十三条第一項第一号及び第二号並びに第二十七条の十二中「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>第六十六条の二第一項中「電力取引監視等委員会」を「電力・ガス取引監視等委員会」に改め、同条第二項中「法律」の下に「ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）及び熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）」を加える。</p> <p>（新設）</p>

和二十九年法律第五十一号) 第二条第十項に規定するガス事業をいう。第七号において同じ。) に係るものに限る。)

六 ガス事業者等(ガス事業法第三十八条の三第一項に規定するガス事業者等をいう。第六十六条の六第四項第三号において同じ。)間におけるガスの取引に係る契約その他の取決めであつて政令で定めるものの締結に関する事件のあつせん及び仲裁に関すること。

七 ガス事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議すること。

八 熱の取引の規制に関すること(熱供給事業(熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号) 第二条第二項に規定する熱供給事業をいう。第十号において同じ。)に係るものに限る。)

九 熱供給事業者(熱供給事業法第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。第六十六条の六第四項第三号において同じ。)と卸熱供給(同法第十九条の二第一項に規定する卸熱供給をいう。以下この号及び第六十六条の六第四項第三号において同じ。)を行う事業を営む者との間における卸熱供給に関する契約その他の取決めの締結に関する事件のあつせん及び仲裁に関すること。

十 熱供給事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議すること。

第六十六条の六第四項第三号中「又はその」を「、ガス事業者等、熱供給事業者若しくは卸熱供給を行う事業を営む者（次号において「電気事業者等」という。）又はこれらの」に改め、同項第四号中「電気事業者」を「電気事業者等」に改める。

第六十六条の十六中「電力取引監視等委員会規則」を「電力・ガス取引監視等委員会規則」に改める。

第六十七条中「、第五十二条第三項」を削り、第二号を削り、第三号を第二号とする。

(略)

第六十七条中「、第五十二条第三項」を削り、第二号を削り、第三号を第二号とする。

(略)

修正後	修正前
<p>第三条 電気事業法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二十二条の次に次の二条を加える。</p> <p>（兼業の制限等）</p> <p>第二十二条の二 一般送配電事業者は、小売電気事業又は発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。第二十七条の十一の二第一項及び第二項並びに第一百七条の二第四号において同じ。）を営んではならない。ただし、<u>委員会規則</u>で定めるところにより、<u>委員会</u>の認可を受けたときは、小売電気事業（その供給区域における一般の需要に應ずるものに限る。次項において同じ。）又は発電事業（その供給区域における一般の需要に應ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。同項において同じ。）を営むことができる。</p> <p>2 <u>委員会</u>は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る一般送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物の総体としての規模、その供給区域の自然的社会的条件等を勘案して当該一般送配電事業者が小売電気</p>	<p>第三条 電気事業法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二十二条の次に次の二条を加える。</p> <p>（兼業の制限等）</p> <p>第二十二条の二 一般送配電事業者は、小売電気事業又は発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。第二十七条の十一の二第一項及び第二項並びに第一百七条の二第四号において同じ。）を営んではならない。ただし、<u>経済産業省令</u>で定めるところにより、<u>経済産業大臣</u>の認可を受けたときは、小売電気事業（その供給区域における一般の需要に應ずるものに限る。次項において同じ。）又は発電事業（その供給区域における一般の需要に應ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。同項において同じ。）を営むことができる。</p> <p>2 <u>経済産業大臣</u>は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る一般送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物の総体としての規模、その供給区域の自然的社会的条件等を勘案して当該一般送配電事業者が小売</p>

事業又は発電事業を営むことがその供給区域内の電気の利用者の利益を確保するため特に必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。

### 3 (略)

第二十二条の三 一般送配電事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者（一般送配電事業者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）、親会社（同条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において同じ。）若しくは当該一般送配電事業者以外の当該親会社の子会社等（同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に該当する小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該小売電気事業者若しくは発電事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として委員会規則で定める要件に該当する者をいう。以下この款において同じ。）の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において「取締役等」という。）又は従業者を、一般送配電事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会規則で定める場合は、この限りでない。

電気事業又は発電事業を営むことがその供給区域内の電気の利用者の利益を確保するため特に必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。

### 3 (略)

第二十二条の三 一般送配電事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者（一般送配電事業者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）、親会社（同条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において同じ。）若しくは当該一般送配電事業者以外の当該親会社の子会社等（同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に該当する小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該小売電気事業者若しくは発電事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この款において同じ。）の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において「取締役等」という。）又は従業者を、一般送配電事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。



2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該一般送配電事業者が営む一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務のうち、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として委員会規則で定めるもの（第二十三条の二第一項において「特定送配電等業務」という。）に従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会規則で定める場合は、この限りでない。

一 小売電気事業者小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

二 発電事業者発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

三 前項本文の委員会規則で定める要件に該当する者その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

3 委員会は、一般送配電事業者の取締役、執行役又は従業者が

2 一般送配電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該一般送配電事業者が営む一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務のうち、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの（第二十三条の二第一項において「特定送配電等業務」という。）に従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 小売電気事業者小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二 発電事業者発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

3 経済産業大臣は、一般送配電事業者の取締役、執行役又は従

第一項の規定に違反した場合には一般送配電事業者又はその特定関係事業者に対し、一般送配電事業者が前項の規定に違反した場合には一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

第二十三条の見出しを「(一般送配電事業者の禁止行為等)」に改め、同条第一項第一号中「電気を供給する事業を営む者(以下「電気供給事業者」という。)」を「電気供給事業者」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして委員会規則で定める行為をすること。

第二十三条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 一般送配電事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であつて電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他一般送配電事業者と委員会規則で定める特殊の関係のある者(第百六条第五項において「一般送配電事業者の特定関係事業者等」という。)と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

業者が第一項の規定に違反した場合には一般送配電事業者又はその特定関係事業者に対し、一般送配電事業者が前項の規定に違反した場合には一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

第二十三条の見出しを「(一般送配電事業者の禁止行為等)」に改め、同条第一項第一号中「電気を供給する事業を営む者(以下「電気供給事業者」という。)」を「電気供給事業者」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

第二十三条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 一般送配電事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であつて電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他一般送配電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者(第百六条第五項において「一般送配電事業者の特定関係事業者等」という。)と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

3 一般送配電事業者は、その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。）に委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会議規則で定める場合は、この限りでない。

4 一般送配電事業者は、その最終保障供給又は離島供給の業務を委託する場合には、委員会議規則で定めるところにより、これらの業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者にこれらの業務を委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会議規則で定める場合は、この限りでない。

5 一般送配電事業者は、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者からその営む小売電気事業又は発電事業の業務を受託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会議規則で定める場合は、この限りでない。

第二十三条の次に次の三条を加える。

（一般送配電事業者の特定関係事業者が一般送配電事業者の従業員をその従業員として従事させることの制限等）

3 一般送配電事業者は、その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。）に委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

4 一般送配電事業者は、その最終保障供給又は離島供給の業務を委託する場合には、経済産業省令で定めるところにより、これらの業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者にこれらの業務を委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

5 一般送配電事業者は、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者からその営む小売電気事業又は発電事業の業務を受託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

第二十三条の次に次の三条を加える。

（一般送配電事業者の特定関係事業者が一般送配電事業者の従業員をその従業員として従事させることの制限等）

第二十三条の二 次の各号に掲げる一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会規則で定める場合は、この限りでない。

一 小売電気事業者小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

二 発電事業者発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

三 第二十二条の三第一項本文の委員会規則で定める要件に該当する者その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

2 委員会 は、一般送配電事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(一般送配電事業者の特定関係事業者の禁止行為等)

第二十三条の二 次の各号に掲げる一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 小売電気事業者小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二 発電事業者発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三 第二十二条の三第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

2 経済産業大臣 は、一般送配電事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(一般送配電事業者の特定関係事業者の禁止行為等)

第二十三条の三 一般送配電事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして委員会規則で定める行為をすること。

2 委員会<sup>レ</sup>は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等)

第二十三条の四 一般送配電事業者は、委員会規則で定めるところにより、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給及び電力量調整供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 一般送配電事業者は、毎年、委員会規則で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を委員会に報告しなければならない。

第二十三条の三 一般送配電事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

2 経済産業大臣<sup>レ</sup>は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等)

第二十三条の四 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給及び電力量調整供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 一般送配電事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告しなければならない。

(略)

第二十七条の十一の次に次の五条を加える。

(兼業の制限等)

第二十七条の十一の二 送電事業者は、小売電気事業又は発電事業を営んではならない。ただし、委員会規則で定めるところにより、委員会の認可を受けたときは、この限りでない。

2 委員会は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る送電事業者が維持し、及び運用する送電用の電気工作物の総体としての規模、その設置の場所等を勘案して当該送電事業者が小売電気事業又は発電事業を営むことが電気の利用者の利益を確保するため特に必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。

3 (略)

(送電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

第二十七条の十一の三 送電事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者（送電事業者の子会社、親会社若しくは当該送電事業者以外の当該親会社の子会社等に該当する小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該小売電気事業者若しくは発電事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として委員会規則で定める要件に該当する者をいう。以下この節において同じ。）の取締役等又は従業者を、送電事業者の従業者は、その

(略)

第二十七条の十一の次に次の五条を加える。

(兼業の制限等)

第二十七条の十一の二 送電事業者は、小売電気事業又は発電事業を営んではならない。ただし、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2 経済産業大臣は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る送電事業者が維持し、及び運用する送電用の電気工作物の総体としての規模、その設置の場所等を勘案して当該送電事業者が小売電気事業又は発電事業を営むことが電気の利用者の利益を確保するため特に必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。

3 (略)

(送電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

第二十七条の十一の三 送電事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者（送電事業者の子会社、親会社若しくは当該送電事業者以外の当該親会社の子会社等に該当する小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該小売電気事業者若しくは発電事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この節において同じ。）の取締役等又は従業者を、送電事業者の従業者は、そ

特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 送電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該送電事業者が営む送電事業の業務その他の変電及び送電に係る業務のうち、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として委員会規則で定めるもの（第二十七条の十一の五第一項において「特定送電等業務」という。）に従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会規則で定める場合は、この限りでない。

一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

三 前項本文の委員会規則で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割

の特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 送電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該送電事業者が営む送電事業の業務その他の変電及び送電に係る業務のうち、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの（第二十七条の十一の五第一項において「特定送電等業務」という。）に従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二 発電事業者 発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役

を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

3 委員会は、送電事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には送電事業者又はその特定関係事業者に対し、送電事業者が前項の規定に違反した場合には送電事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(送電事業者の禁止行為等)

第二十七条の十一の四 送電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして委員会規則で定める行為をすること。

2 送電事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であつて電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他送電事業者と委員会規則で定める特殊の関係のある者(第百六条第五項において「送電事業者の特定関係事業者等」という。)と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限り

割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

3 経済産業大臣は、送電事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には送電事業者又はその特定関係事業者に対し、送電事業者が前項の規定に違反した場合には送電事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(送電事業者の禁止行為等)

第二十七条の十一の四 送電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

2 送電事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であつて電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他送電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者(第百六条第五項において「送電事業者の特定関係事業者等」という。)と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、



でない。

3 送電事業者は、その振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。）に委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会規則で定める場合は、この限りでない。

4 送電事業者は、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者からその営む小売電気事業又は発電事業の業務を受託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会規則で定める場合は、この限りでない。

5 委員会<sup>レ</sup>は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、送電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（送電事業者の特定関係事業者が送電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等）

第二十七条の十一の五 次の各号に掲げる送電事業者の特定関係事業者は、当該送電事業者が営む特定送電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれが

この限りでない。

3 送電事業者は、その振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。）に委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

4 送電事業者は、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者からその営む小売電気事業又は発電事業の業務を受託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

5 経済産業大臣<sup>レ</sup>は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、送電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（送電事業者の特定関係事業者が送電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等）

第二十七条の十一の五 次の各号に掲げる送電事業者の特定関係事業者は、当該送電事業者が営む特定送電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれが

ない場合として委員会規則で定める場合は、この限りでない。

一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

二 発電事業者発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

三 第二十七条の十一の三第一項本文の委員会規則で定める要件に該当する者その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

2 委員会は、送電事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、送電事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(送電事業者の特定関係事業者の禁止行為等)

第二十七条の十一の六 送電事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして委員会規則で定める行為をするこ

ない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 小売電気事業者 小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二 発電事業者発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三 第二十七条の十一の三第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

2 経済産業大臣は、送電事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、送電事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(送電事業者の特定関係事業者の禁止行為等)

第二十七条の十一の六 送電事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をするこ

と。

2 委員会は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、送電事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(略)

第六十六条の六第四項第三号及び第四号中「使用人その他の」を削る。

第六十六条に次の二項を加える。

9 委員会は、第二十二條の三から第二十三條の三まで又は第二十七條の十一の三から第二十七條の十一の六までの規定の施行に必要な限度において、第二十二條の三第一項に規定する特定

こと。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、送電事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(略)

第六十六条の十第一項第三号中「第二十三條第二項（第二十七條の十二において準用する場合を含む。）を」第二十二條の三第三項、第二十三條第六項、第二十三條の二第二項、第二十三條の三第二項」に改め、「第四項」の下に「、第二十七條の十一の三第三項、第二十七條の十一の四第五項、第二十七條の十一の五第二項、第二十七條の十一の六第二項」を加え、同項第五号中「第二項ただし書」の下に「、第二十二條の二第一項ただし書、第二十七條の十一の二第一項ただし書」を加え、同項第九号中「又は第二十一條第二項ただし書」を「、第二十一條第二項ただし書、第二十三條第二項ただし書又は第二十七條の十一の四第二項ただし書」に改める。

第六十六条中第七項を第九項とし、第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 経済産業大臣は、第二十二條の三から第二十三條の三まで又は第二十七條の十一の三から第二十七條の十一の六までの規定の施行に必要な限度において、第二十二條の三第一項に規定す

関係事業者（小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者を除く。次項及び次条第三項において「一般送配電事業者の特定関係事業者」という。）又は第二十七条の十一の三第一項に規定する特定関係事業者（小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者を除く。次項及び次条第九項において「送電事業者の特定関係事業者」という。）に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。

10] 委員会は、第八条の規定により一般送配電事業者又は送電事業者に対し報告又は資料の提出をさせた場合において、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するため特に必要があると認めるときは、第二十三条第二項又は第二十七条の十一の四第二項の規定の施行に必要な限度において、当該一般送配電事業者の特定関係事業者等（一般送配電事業者の特定関係事業者を除く。）又は送電事業者の特定関係事業者等（送電事業者の特定関係事業者を除く。）に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。

第一百七十七条第十四項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項から第十

る特定関係事業者（小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者を除く。次項及び次条第三項において「一般送配電事業者の特定関係事業者」という。）又は第二十七条の十一の三第一項に規定する特定関係事業者（小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者を除く。次項及び次条第三項において「送電事業者の特定関係事業者」という。）に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。

5] 経済産業大臣は、第三項の規定により一般送配電事業者又は送電事業者に対し報告又は資料の提出をさせた場合において、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するため特に必要があると認めるときは、第二十三条第二項又は第二十七条の十一の四第二項の規定の施行に必要な限度において、当該一般送配電事業者の特定関係事業者等（一般送配電事業者の特定関係事業者を除く。）又は送電事業者の特定関係事業者等（送電事業者の特定関係事業者を除く。）に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。

第一百七十七条第十三項を第十四項とし、第三項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項の次に次の一項を加える。

9| 委員会は、第二十二條の三から第二十三條の三まで又は第二十七條の十一の三から第二十七條の十一の六までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、一般送配電事業者の特定関係事業者又は送電事業者の特定関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(削る)

(略)

(削る)

3| 経済産業大臣は、第二十二條の三から第二十三條の三まで又は第二十七條の十一の三から第二十七條の十一の六までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、一般送配電事業者の特定関係事業者又は送電事業者の特定関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第百十四條第一項中「第百六條第三項及び第五項並びに同条第七項」を「第百六條第三項及び第七項並びに同条第九項」に、「第百七條第二項及び第五項並びに同条第七項」を「第百七條第二項及び第六項並びに同条第八項」に、「を委員会」を「並びに第百六條第四項及び第五項並びに第百七條第三項の規定による権限を委員会」に改め、同条第二項中「第百六條第三項及び第五項並びに同条第七項」を「第百六條第三項及び第七項並びに同条第九項」に、「第百七條第二項及び第五項並びに同条第七項」を「第百七條第二項及び第六項並びに同条第八項」に改める。

(略)

第百十九條の二第三号中「第百六條第五項」を「第百六條第七項」に改め、同条第四号中「第百七條第五項」を「第百七條第六項」に改める。

(削る)

第百十九条の三第四号中「第百六条第七項」を「第百六条第九項」に改め、同条第五号中「第百七条第七項」を「第百七条第八項」に改める。

(略)

(略)

第百二十条第八号中「若しくは第八項」を「第八項若しくは第九項」に改め、同条第十二号中「第八項」の下に「から第十項まで」を加える。

第百二十条第八号中「第四項まで」を「第五項まで」に、「第六項」を「第七項」に改め、同条第十二号中「第四項」を「第六項」に、「第六項」を「第八項」に改める。

(略)

(略)

附則中第四項から第六項までを削り、第七項を第四項とし、第八項から第三十一項までを三項ずつ繰り上げる。

附則中第四項から第六項までを削り、第七項を第四項とし、第八項から第十一項までを三項ずつ繰り上げ、第十二項を第九項とし、同項の次に次の三項を加える。

10 次に掲げる者は、経済産業大臣に対し、電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用を円滑に行うため、第十七項から第十九項までの規定を適用することが適当である旨の認定を申請することができる。

- 一 一般送配電事業者
- 二 送電事業者
- 三 発電事業者たる会社
- 四 前三号に掲げる者を子会社とする会社

11 前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他

経済産業省令で定める書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 電気事業以外の事業を営む場合（前項第四号に掲げる者にあつては、当該者の子会社である同項第一号から第三号までに掲げる者が、電気事業以外の事業を営む場合を含む。）にあつては、その概要

12 経済産業大臣は、第十項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るために適当なものであること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 社債の発行により得られる金銭がこれに要する費用に充てられると見込まれるものであること。

附則中第三十一項を第四十項とし、第十四項から第三十項までを九項ずつ繰り下げ、第十三項を第二十二項とし、同項の前に次の九項を加える。

13 前項の認定を受けた者（以下「認定会社」という。）は、第十

- 一項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 14| 経済産業大臣は、第十二項の認定に係る電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定会社から同項の認定の取消しの申請があつたときは、その認定を取り消さなければならない。
- 15| 経済産業大臣は、第十二項の認定をしようとする場合又は前項の規定による認定の取消しをしようとする場合（認定会社から第十二項の認定の取消しの申請があつた場合を除く。）には、あらかじめ、委員会の意見を聴かななければならない。
- 16| 経済産業大臣は、第十二項の認定をしたとき、又は第十四項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。
- 17| 認定会社の社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第十九項及び第二十一項において同じ。）の社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 18| 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 19| 第十四項の規定により第十二項の認定が取り消されたとき



は、当該認定の取消しの前に認定会社が発行した社債の社債権者については、これを認定会社の社債の社債権者とみなして、前二項の規定を適用する。

20| 第十項から前項までの規定は、平成三十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

21| 認定会社が第十項から第十九項までの規定の失効前に発行した社債の社債権者については、第十七項から第十九項までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

修正後	修正前
<p>（設置等）</p> <p>第六十六条の二（略）</p> <p>2 委員会は、電力、ガス及び熱の適正な取引並びに一般送配電事業及び送電事業並びに一般ガス導管事業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定する一般ガス導管事業をいう。次項第六号において同じ。）及び特定ガス導管事業（同条第七項に規定する特定ガス導管事業をいう。同号において同じ。）の業務における中立性の確保を図ることを任務とする。</p> <p>3 委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 ガスの取引の規制に関すること（ガス事業（ガス事業法第二条第十項に規定するガス事業をいう。第八号において同じ。）に係るものに限る。）</p> <p>六 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業の業務の規制に関すること（経済産業大臣の所掌に属するものを除く。）</p> <p>七 ガス事業者等（ガス事業法第七十条第一項に規定するガス事業者等をいう。）間におけるガスの取引に係る契約その他の取決</p>	<p>（設置等）</p> <p>第六十六条の二（略）</p> <p>2 委員会は、電力、ガス及び熱の適正な取引並びに一般送配電事業及び送電事業の業務における中立性の確保を図ることを任務とする。</p> <p>3 委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 ガスの取引の規制に関すること（ガス事業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業をいう。第七号において同じ。）に係るものに限る。）</p> <p>（新設）</p> <p>六 ガス事業者等（ガス事業法第三十八条の三第一項に規定するガス事業者等をいう。）間におけるガスの取引に係る契約その他</p>

めであつて政令で定めるものの締結に関する事件のあつせん及び仲裁に関すること。

八 (略)

九 熱の取引の規制に関すること(熱供給事業(熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第二項に規定する熱供給事業をいう。第十一号において同じ。)に係るものに限る。)

十 十三 (略)

の取決めであつて政令で定めるものの締結に関する事件のあつせん及び仲裁に関すること。

七 (略)

八 熱の取引の規制に関すること(熱供給事業(熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第二項に規定する熱供給事業をいう。第十号において同じ。)に係るものに限る。)

九 十二 (略)

○ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部改正（第四条関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（ガス事業法の一部改正）</p> <p>第四条 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第二節ガス事業以外のガスの供給等の事業（第三十条・第三十九条）を 「第二節 ガス事業以外のガスの供給等 第五章の二 あつせん及び仲裁（第三十条の三・第三十九条）」に改める。</p> <p>第十七条第一項中「経済産業省令」を「電力・ガス取引監視等委員会規則（以下「委員会規則」という。）」に、「経済産業大臣」を「電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第三項中「経済産業省令」を「委員会規則」に改め、同条第四項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第五項中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第六項中「経済産業省令」を「委員会規則」に改め、同条第七項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第九項及び第十項中「経済産業大臣」</p>	<p>（ガス事業法の一部改正）</p> <p>第四条 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第二節ガス事業以外のガスの供給等の事業（第三十条・第三十九条）を 「第二節 ガス事業以外のガスの供給等 第五章の二 あつせん及び仲裁（第三十条の三・第三十九条）」に改める。</p> <p>（新設）</p>

を「委員会」に改め、同条第十二項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第十三項中「経済産業大臣」を「委員会」に改める。

第十八条及び第二十条ただし書中「経済産業大臣」を「委員会」に改める。

第二十二条第一項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第三項ただし書及び第四項中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第五項中「経済産業省令」を「委員会規則」に改め、同条第六項中「経済産業大臣」を「委員会」に改める。

第二十二条の二第一項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「経済産業大臣」を「委員会」に改める。

第二十二條の四第二項及び第二十五條の二中「経済産業大臣」の下に「又は委員会」を加える。

第三十九條を第三十八條の二とし、同條の次に次の一章を加える。

第五章の二 あつせん及び仲裁

(委員会によるあつせん及び仲裁)

第三十八條の三 ガス事業者及びガス事業者に対するそのガス事業の用に供するためのガスの供給を行う事業を営む者(第三項

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第三十九條を第三十八條の二とし、同條の次に次の一章を加える。

第五章の二 あつせん及び仲裁

(電力・ガス取引監視等委員会によるあつせん及び仲裁)

第三十八條の三 ガス事業者及びガス事業者に対するそのガス事業の用に供するためのガスの供給を行う事業を営む者(第三項

において「ガス事業者等」という。)の間において、ガスの取引に係る契約その他の取決めであつて政令で定めるもの(以下この条において「契約等」という。)について、一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、若しくは協議が調わないとき、又は契約等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、条件その他の細目について、当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2～4 (略)

(削る)

(政令への委任)

第三十九条 (略)

第四十五条の二、第四十六条第一項及び第四十七条第一項中「経済産業大臣」の下に「又は委員会」を加える。

第四十七条の五の次に次の五条を加える。

(委員会の意見の聴取)

第四十七条の六 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらか

において「ガス事業者等」という。)の間において、ガスの取引に係る契約その他の取決めであつて政令で定めるもの(以下この条において「契約等」という。)について、一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、若しくは協議が調わないとき、又は契約等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、条件その他の細目について、当事者間の協議が調わないときは、当事者は、電力・ガス取引監視等委員会(以下この条において「委員会」という。)に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2～4 (略)

5 第一項又は第三項の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、経済産業大臣を経由してしなければならない。

(政令への委任)

第三十九条 (略)

(新設)

第四十七条の五の次に次の五条を加える。

(電力・ガス取引監視等委員会の意見の聴取)

第四十七条の六 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらか

はじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一 (略)

二 第九条第五項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条の四第二項（第三十七条の八において準用する場合を含む。）、第二十二条の五第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十三条第四項、第二十五条の二第一項（第三十七条の七第一項、第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条、第三十七条の七の二第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第三十七条の七の三第四項（第三十七条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令をしようとするとき。

はじめ、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

一 (略)

二 第九条第五項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第十七条第五項、第十項若しくは第十三項（これらの規定を第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条第四項若しくは第六項（これらの規定を第三十七条の八において準用する場合を含む。）、第三十二条の四第二項（第三十七条の八において準用する場合を含む。）、第二十二項（第二十二条の五第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十三條第四項、第二十五条の二第一項（第三十七条の七第一項、第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条、第三十七条の七の二第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第三十七条の七の三第四項（第三十七条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令をしようとするとき。

三 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）又は第三十七条の六の二ただし書の認可をしようとするとき。

四・五 （略）

（削る）

（削る）

六 （略）

2 （略）

第四十七条の七及び第四十七条の八 削除

三 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第二十条ただし書又は第三十七条の六の二ただし書の認可をしようとするとき。

四・五 （略）

六 第十八条第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定による変更の処分をしようとするとき。

七 第二十二条第一項ただし書又は第三項ただし書（これらの規定を第三十七条の八において準用する場合を含む。）の規定による承認をしようとするとき。

八 （略）

2 （略）

（勧告）

第四十七条の七 委員会は、第五十二条の二第一項又は第二項の規定により委任された第四十五条の二、第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。



い。

2 委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けたガス事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

3 委員会は、前項の規定による報告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該報告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

第四十七条の八 委員会は、第五十二条の二第一項又は第二項の規定により委任された第四十五条の二、第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3 委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

第四十八条中「、第十七条第一項又は第十八条第二項」を削り、同条に次の一項を加える。

2| 委員会は、第十七条第一項又は第十八条第二項の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

(略)

第五十一条の三中「経済産業省令」の下に「若しくは委員会規則」を加える。

第五十二条の二の次に次の一条を加える。

第五十二条の二の二 削除

(略)

(新設)

(略)

第五十二条中「権限」の下に「(次条第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)」を加える。

第五十二条の二を次のように改める。

(権限の委任)

第五十二条の二 (略)

第五十二条の二の次に次の一条を加える。

(委員会に対する審査請求)

第五十二条の二の二 (略)

(略)

○ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部改正（第五条関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>第五条 ガス事業法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第五十二条の二の二を第九十条とし、第五十二条の二を第八十九条とし、第五十二条を第八十八条とし、第五十一条の三を第八十七条とする。</p>	<p>第五条 ガス事業法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第五十二条の二の二中「第四十六条第一項」を「第七十一条第一項」に改め、同条を第九十条とする。</p> <p>第五十二条の二第一項中「ガス事業者に対する第四十六条第一項及び第四十七条第一項」を「ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第七十一条第一項の規定による権限（ガスの適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に限る。）並びにガス事業者に対する第七十二条第一項」に改め、同条第二項中「第四十五条の二」を「第七十条」に、「並びにガス事業者に対する第四十六条第一項及び第四十七条第一項」を「ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第七十一条第一項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）並びにガス事業者に対する第七十二条第一項」に改め、同条を第八十九条とし、第五十二条を第八十八条とし、第五十一条の三を第八十七条とする。</p>

(略)

第四十七条の十を第百八十一条とし、第四十七条の九を第百八十条とし、第四十七条の八を第百七十九条とし、第四十七条の七を第百七十八条とする。

第四十七条の六第一項各号を次のように改める。

一～四 (略)

五 第十三条第二項、第二十条第一項若しくは第三項、第四十条第五項、第五十四条第二項、第五十五条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項若しくは第二項、第六十条、第七十二条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第八十条第二項、第八十二条、第八十五条第三項、第九十二条第二項又は第九十四条の規定による命令をしようとするとき。

(略)

第四十七条の十を第百八十一条とし、第四十七条の九を第百八十条とする。

第四十七条の八第一項中「第五十二条の二第一項」を「第百八十九条第一項」に、「第四十五条の二、第四十六条第一項又は第四十七条第一項」を「第百七十条、第百七十一条第一項又は第百七十二条第一項」に改め、同条を第百七十九条とする。

第四十七条の七の前の見出しを削り、同条第一項中「第五十二条の二第一項」を「第百八十九条第一項」に、「第四十五条の二、第四十六条第一項又は第四十七条第一項」を「第百七十条、第百七十一条第一項又は第百七十二条第一項」に改め、同条を第百七十八条とし、同条の前に見出しとして「(勧告)」を付する。

第四十七条の六第一項各号を次のように改める。

一～四 (略)

五 第二十条第一項から第三項まで、第四十一条第五項、第四十八条第七項若しくは第十二項、第四十九条第三項若しくは第四項、第五十条第一項、第五十一条第三項、第五十四条第二項、第五十五条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項若しくは第二項、第六十条、第七十二条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第七十六条第四項、第七十七条第三項若しくは第四項、第八

六 (略)

七 第四十二条第一項若しくは第二項又は第四十四条第二項の認可をしようとするとき。

八・九 (略)

十 削除

十一・十二 (略)

(略)

第五章の前に次の二条、三款、一節及び一章を加える。

第七十三条～第七十五条 (略)

(託送供給約款)

第七十六条 特定ガス導管事業者は、その供給地点における託送供給に係る料金その他の供給条件について、委員会規則で定めるところにより、託送供給約款を定め、委員会規則で定めるところにより、委員会に届け出なければならない。ただし、託送

十条第二項、第八十二条、第八十五条第三項、第八十九条第三項若しくは第五項、第九十二条第二項又は第九十四条の規定による命令をしようとするとき。

六 (略)

七 第四十二条第一項若しくは第二項、第四十四条第二項又は第四十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三項ただし書の認可をしようとするとき。

八・九 (略)

十 第四十八条第一項ただし書、第五十一条第二項ただし書、第七十六条第一項ただし書若しくは第三項ただし書又は第八十九条第二項ただし書の規定による承認をしようとするとき。

十一・十二 (略)

(略)

第五章の前に次の二条、三款、一節及び一章を加える。

第七十三条～第七十五条 (略)

(託送供給約款)

第七十六条 特定ガス導管事業者は、その供給地点における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。た

供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 (略)

3 特定ガス導管事業者（第一項ただし書の承認を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、同項本文（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行つてはならない。ただし、その託送供給約款により難い特別の事情がある場合において、委員会の承認を受けた料金その他の供給条件により託送供給を行うときは、この限りでない。

4 委員会は、第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による届出に係る託送供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該特定ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一（五） (略)

5 特定ガス導管事業者は、第一項本文の規定による届出をしたときは、委員会規則で定めるところにより、その託送供給約款を公表しなければならない。

（承認特定ガス導管事業者が行う託送供給に係る料金その他の

だし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 (略)

3 特定ガス導管事業者（第一項ただし書の承認を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、同項本文（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行つてはならない。ただし、その託送供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により託送供給を行うときは、この限りでない。

4 経済産業大臣は、第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による届出に係る託送供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該特定ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一（五） (略)

5 特定ガス導管事業者は、第一項本文の規定による届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給約款を公表しなければならない。

（承認特定ガス導管事業者が行う託送供給に係る料金その他の

供給条件)

第七十七条 前条第一項ただし書の承認を受けた者（以下この条において「承認特定ガス導管事業者」という。）は、その供給地点における託送供給を行おうとするときは、当該託送供給に係る料金その他の供給条件について、委員会規則で定めるところにより、委員会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 委員会は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、その届出をした承認特定ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

一〇五 (略)

4 委員会は、託送供給に関して、承認特定ガス導管事業者と当該承認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者との間で協議をすることができず、又は協議が調わない場合で、その託送供給に係るガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該承認特定ガス導管事業者及び当該承認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者に対して、料金その他の供給条件を指示して、託送供給契約を締結す

供給条件)

第七十七条 前条第一項ただし書の承認を受けた者（以下この条において「承認特定ガス導管事業者」という。）は、その供給地点における託送供給を行おうとするときは、当該託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、その届出をした承認特定ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

一〇五 (略)

4 経済産業大臣は、託送供給に関して、承認特定ガス導管事業者と当該承認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者との間で協議をすることができず、又は協議が調わない場合で、その託送供給に係るガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該承認特定ガス導管事業者及び当該承認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者に対して、料金その他の供給条件を指示して、託送供給契約を

べきことを命ずることができる。

5 (略)

第七十八条・第七十九条 (略)

(禁止行為等)

第八十条 (略)

2 経済産業大臣又は委員会は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特定ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(供給計画)

第八十一条 (略)

(業務改善命令)

第八十二条 経済産業大臣又は委員会は、事故によりガスの供給に支障を生じている場合に特定ガス導管事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他特定ガス導管事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、特定ガス導管事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その特定ガス導管事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

第八十三条～第八十八条 (略)

締結すべきことを命ずることができる。

5 (略)

第七十八条・第七十九条 (略)

(禁止行為等)

第八十条 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特定ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(供給計画)

第八十一条 (略)

(業務改善命令)

第八十二条 経済産業大臣は、事故によりガスの供給に支障を生じている場合に特定ガス導管事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他特定ガス導管事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、特定ガス導管事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その特定ガス導管事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

第八十三条～第八十八条 (略)



(ガス受託製造約款)

第八十九条 ガス製造事業者は、ガス受託製造（他の者の委託を受けて、当該他の者の液化ガスを原料として行う当該ガス製造事業者が維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いた当該他の者のためのガスの製造をいう。以下同じ。）に係る料金その他の条件について、委員会規則で定めるところにより、ガス受託製造約款を定め、委員会規則で定めるところにより、委員会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 ガス製造事業者は、前項の規定による届出をしたガス受託製造約款以外の条件によりガス受託製造を行つてはならない。ただし、そのガス受託製造約款により難い特別の事情がある場合において、委員会の承認を受けた料金その他の条件によりガス受託製造を行うときは、この限りでない。

3 委員会は、ガス受託製造約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該ガス製造事業者に対し、相当の期限を定め、そのガス受託製造約款を変更すべきことを命ずることができる。

一～三 (略)

4 ガス製造事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、委員会規則で定めるところにより、そのガス受託製造約款を公

(ガス受託製造約款)

第八十九条 ガス製造事業者は、ガス受託製造（他の者の委託を受けて、当該他の者の液化ガスを原料として行う当該ガス製造事業者が維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いた当該他の者のためのガスの製造をいう。以下同じ。）に係る料金その他の条件について、経済産業省令で定めるところにより、ガス受託製造約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 ガス製造事業者は、前項の規定による届出をしたガス受託製造約款以外の条件によりガス受託製造を行つてはならない。ただし、そのガス受託製造約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の条件によりガス受託製造を行うときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、ガス受託製造約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該ガス製造事業者に対し、相当の期限を定め、そのガス受託製造約款を変更すべきことを命ずることができる。

一～三 (略)

4 ガス製造事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、そのガス受託製造約款を

表しなければならない。

5 委員会は、ガス製造事業者が正当な理由なくガス受託製造を拒んだときは、そのガス製造事業者に対し、ガス受託製造を行うべきことを命ずることができる。

第九十条・第九十一条 (略)

(禁止行為等)

第九十二条 (略)

2 経済産業大臣又は委員会は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、ガス製造事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(製造計画)

第九十三条 (略)

(業務改善命令)

第九十四条 経済産業大臣又は委員会は、事故によりガスの供給に支障を生じている場合にガス製造事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他ガス製造事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、ガス製造事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、そのガス製造事業の運営の改善に必要な措置をとること

公表しなければならない。

5 経済産業大臣は、ガス製造事業者が正当な理由なくガス受託製造を拒んだときは、そのガス製造事業者に対し、ガス受託製造を行うべきことを命ずることができる。

第九十条・第九十一条 (略)

(禁止行為等)

第九十二条 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、ガス製造事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(製造計画)

第九十三条 (略)

(業務改善命令)

第九十四条 経済産業大臣は、事故によりガスの供給に支障を生じている場合にガス製造事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他ガス製造事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、ガス製造事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、そのガス製造事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずること

を命ずることができる。

第九十五条（略）

（略）

第十八条の見出し中「供給約款」を「託送供給約款」に改め、同条第一項中「ガスの」を削り、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「前条第一項」を「第四十八条第一項本文」に、「供給約款（同条第四項又は第七項）」を「託送供給約款（同条第二項の変更の認可を受けたとき、又は同条第六項若しくは第九項に、「変更後の供給約款）」を「その変更後のもの）」又は同条第三項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件（に、「変更後の供給約款）」の「を」その変更後の託送供給約款又は料金その他の供給条件）の「に改め、同条第二項中「供給約款」を「託送供給約款又は料金その他の供給条件」に改め、同条を第五十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（最終保障供給約款）

第五十一条 一般ガス導管事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、委員会規則で定めるところにより、委員会に届け出なければならない。これを変更しうとするときも、同様とする。

2 一般ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において「最終保障供給約款」という。）以外の供給条

とができる。

第九十五条（略）

（略）

第十八条の見出し中「供給約款」を「託送供給約款」に改め、同条第一項中「ガスの」を削り、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「前条第一項」を「第四十八条第一項本文」に、「供給約款（同条第四項又は第七項）」を「託送供給約款（同条第二項の変更の認可を受けたとき、又は同条第六項若しくは第九項に、「変更後の供給約款）」を「その変更後のもの）」又は同条第三項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件（に、「変更後の供給約款）」の「を」その変更後の託送供給約款又は料金その他の供給条件）の「に改め、同条第二項中「供給約款」を「託送供給約款又は料金その他の供給条件」に改め、同条を第五十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（最終保障供給約款）

第五十一条 一般ガス導管事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一般ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において「最終保障供給約款」という。）以外の供給条

件により最終保障供給を行つてはならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合において、委員会の承認を受けた料金その他の供給条件により最終保障供給を行うときは、この限りでない。

3 委員会は、最終保障供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その最終保障供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

#### 4 (略)

第十七条の見出しを「(託送供給約款)」に改め、同条第一項中「一般ガス事業者は、ガスの」を「一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る」に、「電力・ガス取引監視等委員会規則(以下「委員会規則」という。)」を「委員会規則」に、「供給約款」を「託送供給約款」に、「電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)」を「委員会」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

#### (略)

第十七条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「供給約款」

件により最終保障供給を行つてはならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により最終保障供給を行うときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、最終保障供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その最終保障供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

#### 4 (略)

第十七条の見出しを「(託送供給約款)」に改め、同条第一項中「一般ガス事業者は、ガスの」を「一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る」に、「供給約款」を「託送供給約款」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

#### (略)

第十七条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「供給約款」

を「託送供給約款」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、「ガスの」を削り、「供給約款」を「託送供給約款」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「一般ガス事業者は、第一項後段」を「一般ガス導管事業者は、第二項」に、「一般ガス事業を」を「一般ガス導管事業（一般ガス導管事業者が第五十五条第一項の規定による届出をして特定ガス導管事業を営む場合にあつては、当該事業を含む。同項を除き、以下この節において同じ。）を」に、「同項の認可を受けた供給約款」を「委員会規則で定めるところにより、第一項本文の認可を受けた託送供給約款」に改め、「ガスの」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項中「供給約款」を「託送供給約款」に、「一般ガス事業者」を「当該一般ガス導管事業者」に改め、同項第三号中「対し」を「対して」に改め、同項を同条第四号とし、同項に次の一号を加える。

五 (略)

(略)

第十七条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、「ガスの」を削り、「供給約款」を「託送供給約款」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「一般ガス事業者は、第一項後段」を「一般ガス導管事業者は、第二項」に、「ガスの料金」を「料金」に、「同項」を

を「託送供給約款」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、「ガスの」を削り、「供給約款」を「託送供給約款」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「一般ガス事業者は、第一項後段」を「一般ガス導管事業者は、第二項」に、「一般ガス事業を」を「一般ガス導管事業（一般ガス導管事業者が第五十五条第一項の規定による届出をして特定ガス導管事業を営む場合にあつては、当該事業を含む。同項を除き、以下この節において同じ。）を」に、「同項の認可を受けた供給約款」を「経済産業省令で定めるところにより、第一項本文の認可を受けた託送供給約款」に改め、「ガスの」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項中「供給約款」を「託送供給約款」に、「一般ガス事業者」を「当該一般ガス導管事業者」に改め、同項第三号中「対し」を「対して」に改め、同項を同条第四号とし、同項に次の一号を加える。

五 (略)

(略)

第十七条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、「ガスの」を削り、「供給約款」を「託送供給約款」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「一般ガス事業者は、第一項後段」を「一般ガス導管事業者は、第二項」に、「ガスの料金」を「料金」に、「同項」を

「委員会規則で定めるところにより、第一項本文」に、「供給約款（一）を「託送供給約款（一）」に、「第七項」を「第九項」に、「変更後の供給約款。以下この条」を「その変更後のもの。第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に、「同項」を「第一項本文」に改め、同項第四号中「対し」を「対して」に改め、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六（略）

（略）

第十七条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2（略）

3 一般ガス導管事業者（第一項ただし書の承認を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、同項本文（前項において準用する場合を含む。）の認可を受けた託送供給約款（第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたとき、又は第五十条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外の供給条件により託送供給を行つてはならない。ただし、その託送供給約款により難い特別の事情がある場合において、委員会の認可を受けた料金その他の供給条件（同条第二項の規

「経済産業省令で定めるところにより、第一項本文」に、「供給約款（一）を「託送供給約款（一）」に、「第七項」を「第九項」に、「変更後の供給約款。以下この条」を「その変更後のもの。第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に、「同項」を「第一項本文」に改め、同項第四号中「対し」を「対して」に改め、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六（略）

（略）

第十七条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2（略）

3 一般ガス導管事業者（第一項ただし書の承認を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、同項本文（前項において準用する場合を含む。）の認可を受けた託送供給約款（第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたとき、又は第五十条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外の供給条件により託送供給を行つてはならない。ただし、その託送供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（同条第二

定による変更があつたときは、その変更後のもの)により託送供給を行うときは、この限りでない。

第十七条第十三項を次のように改める。

13 一般ガス導管事業者は、第一項本文の規定により託送供給約款の認可を受け、第六項若しくは第九項の規定により託送供給約款の変更の届出をし、又は第五十条第二項の規定による託送供給約款の変更があつたときは、委員会規則で定めるところにより、その託送供給約款を公表しなければならない。

第十七条を第四十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(承認一般ガス導管事業者が行う託送供給に係る料金その他の供給条件)

第四十九条 前条第一項ただし書の承認を受けた者(以下この条において「承認一般ガス導管事業者」という。)は、その供給区域における託送供給を行うときは、当該託送供給に係る料金その他の供給条件について、委員会規則で定めるところにより、委員会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 委員会は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、その届出をした承認一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、

項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの)により託送供給を行うときは、この限りでない。

第十七条第十三項を次のように改める。

13 一般ガス導管事業者は、第一項本文の規定により託送供給約款の認可を受け、第六項若しくは第九項の規定により託送供給約款の変更の届出をし、又は第五十条第二項の規定による託送供給約款の変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給約款を公表しなければならない。

第十七条を第四十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(承認一般ガス導管事業者が行う託送供給に係る料金その他の供給条件)

第四十九条 前条第一項ただし書の承認を受けた者(以下この条において「承認一般ガス導管事業者」という。)は、その供給区域における託送供給を行うときは、当該託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、その届出をした承認一般ガス導管事業者に対し、相当の期

その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

一〇五 (略)

4 委員会は、託送供給に関して、承認一般ガス導管事業者と当該承認一般ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者との間で協議をすることができず、又は協議が調わない場合で、その託送供給に係るガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該承認一般ガス導管事業者及び当該承認一般ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者に対して、料金その他の供給条件を指示して、託送供給契約を締結すべきことを命ずることができる。

5 (略)

(略)

第一章の次に次の一章を加える。

第二章 ガス小売事業

第三条〜第十三条 (略)

(供給条件の説明等)

第十四条 ガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に関する契約（以下「小売供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「ガス小売事業者等」という。）は、小売供給を受けようとする者（ガス事業者である者

限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

一〇五 (略)

4 経済産業大臣は、託送供給に関して、承認一般ガス導管事業者と当該承認一般ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者との間で協議をすることができず、又は協議が調わない場合で、その託送供給に係るガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該承認一般ガス導管事業者及び当該承認一般ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者に対して、料金その他の供給条件を指示して、託送供給契約を締結すべきことを命ずることができる。

5 (略)

(略)

第一章の次に次の一章を加える。

第二章 ガス小売事業

第三条〜第十三条 (略)

(供給条件の説明等)

第十四条 ガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に関する契約（以下「小売供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「ガス小売事業者等」という。）は、小売供給を受けようとする者（ガス事業者である者



を除く。以下この条において同じ。）と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、電力・ガス取引監視等委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2 ガス小売事業者等は、前項の規定による説明をするときは、委員会規則で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて委員会規則で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 ガス小売事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて委員会規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該ガス小売事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

（書面の交付）

第十五条 ガス小売事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき（小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立

を除く。以下この条において同じ。）と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2 ガス小売事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 ガス小売事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該ガス小売事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

（書面の交付）

第十五条 ガス小売事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき（小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立

したとき)は、委員会規則で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一・二 (略)

三 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて委員会規則で定める事項

2 ガス小売事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて委員会規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該ガス小売事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

第十六条～第十九条 (略)

(業務改善命令)

第二十条 経済産業大臣又は電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)は、ガス小売事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、ガス小売事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するため必要な限度において、そのガス小売事業の運営の改善に必要な

したとき)は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一・二 (略)

三 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項

2 ガス小売事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該ガス小売事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

第十六条～第十九条 (略)

(業務改善命令)

第二十条 経済産業大臣は、ガス小売事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、ガス小売事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、そのガス小売事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

な措置をとることを命ずることができる。

2 委員会は、ガス小売事業者等が第十四条第一項又は第二項の規定に違反したときは、ガス小売事業者等に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

3 (略)

第二十一条～第三十四条 (略)

2 経済産業大臣は、ガス小売事業者等が第十四条第一項又は第二項の規定に違反したときは、ガス小売事業者等に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

3 (略)

第二十一条～第三十四条 (略)

修正後	修正前
<p>第六条 ガス事業法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第五十四条第一項第一号中「次号及び第八十条第一項において」を「以下」に改め、同項に次の一号を加える。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして<b>委員会規則</b>で定める行為をすること。</p> <p>第五十四条の次に次の七条を加える。</p> <p>第五十四条の二・第五十四条の三 （略）</p> <p>（特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等）</p> <p>第五十四条の四 特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者（特別一般ガス導管事業者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。第八十条の四第一項において同じ。）、親会社（同法第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第八十条の四第一項において同じ。）若しくは当該特別一般ガス導管事業者以外の当該親会社の子会社等（同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に該当するガス小売事業者若しくはガス製造事業者又は</p>	<p>第六条 ガス事業法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第五十四条第一項第一号中「次号及び第八十条第一項において」を「以下」に改め、同項に次の一号を加える。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして<b>経済産業省令</b>で定める行為をすること。</p> <p>第五十四条の次に次の七条を加える。</p> <p>第五十四条の二・第五十四条の三 （略）</p> <p>（特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等）</p> <p>第五十四条の四 特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者（特別一般ガス導管事業者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。第八十条の四第一項において同じ。）、親会社（同法第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第八十条の四第一項において同じ。）若しくは当該特別一般ガス導管事業者以外の当該親会社の子会社等（同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に該当するガス小売事業者若しくはガス製造事業者又は</p>

当該ガス小売事業者若しくはガス製造事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として委員会規則で定める要件に該当する者をいう。以下この節において同じ。)の取締役、執行役その他業務を執行する役員(以下この項及び第八十条の四第一項において「取締役等」という。)又は使用人その他の従業者(以下単に「従業者」という。)を、特別一般ガス導管事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 特別一般ガス導管事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該特別一般ガス導管事業者が営む一般ガス導管事業者の業務その他その維持し、及び運用する導管に係る業務のうち、ガス供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として委員会規則で定めるもの(第五十四条の六第一項において「特別一般ガス導管等業務」という。)に従事させてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会規則で定める場合は、この限りでない。

一 ガス小売事業者ガス小売事業の業務の運営において重要な

当該ガス小売事業者若しくはガス製造事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この節において同じ。)の取締役、執行役その他業務を執行する役員(以下この項及び第八十条の四第一項において「取締役等」という。)又は使用人その他の従業者(以下単に「従業者」という。)を、特別一般ガス導管事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 特別一般ガス導管事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該特別一般ガス導管事業者が営む一般ガス導管事業者の業務その他その維持し、及び運用する導管に係る業務のうち、ガス供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの(第五十四条の六第一項において「特別一般ガス導管等業務」という。)に従事させてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 ガス小売事業者ガス小売事業の業務の運営において重要な

役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

二 ガス製造事業者ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

三 前項本文の委員会規則で定める要件に該当する者その経営を實質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

3 委員会は、特別一般ガス導管事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には特別一般ガス導管事業者又はその特定関係事業者に対し、特別一般ガス導管事業者が前項の規定に違反した場合には特別一般ガス導管事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(特別一般ガス導管事業者の禁止行為等)

第五十四条の五 特別一般ガス導管事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であつてガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他特別一般ガス導管事業者と委員会規則で定める特殊の関係のある者

役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二 ガス製造事業者ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者その経営を實質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

3 経済産業大臣は、特別一般ガス導管事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には特別一般ガス導管事業者又はその特定関係事業者に対し、特別一般ガス導管事業者が前項の規定に違反した場合には特別一般ガス導管事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(特別一般ガス導管事業者の禁止行為等)

第五十四条の五 特別一般ガス導管事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であつてガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他特別一般ガス導管事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者

(第七十一条第三項において「特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者等」という。)と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

2 特別一般ガス導管事業者は、その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等(特定関係事業者に該当するものを除く。)に委託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会規則で定める場合は、この限りでない。

3 特別一般ガス導管事業者は、その最終保障供給の業務を委託する場合には、委員会規則で定めるところにより、当該業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者に当該業務を委託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会規則で定める場合は、この限りでない。

4 特別一般ガス導管事業者は、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者からその営むガス小売事業又はガス製造事業の業務を受託してはならない。ただし、ガス供給事

(第七十一条第三項において「特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者等」という。)と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 特別一般ガス導管事業者は、その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等(特定関係事業者に該当するものを除く。)に委託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

3 特別一般ガス導管事業者は、その最終保障供給の業務を委託する場合には、経済産業省令で定めるところにより、当該業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者に当該業務を委託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

4 特別一般ガス導管事業者は、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者からその営むガス小売事業又はガス製造事業の業務を受託してはならない。ただし、ガス供給事

業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会規則で定める場合は、この限りでない。

5 委員会は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者が特別一般ガス導管事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等)

第五十四条の六 次の各号に掲げる特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者は、当該特別一般ガス導管事業者が営む特別一般ガス導管等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会規則で定める場合は、この限りでない。

一 ガス小売事業者 ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

二 ガス製造事業者 ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

三 第五十四条の四第一項本文の委員会規則で定める要件に該

業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

5 経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者が特別一般ガス導管事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等)

第五十四条の六 次の各号に掲げる特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者は、当該特別一般ガス導管事業者が営む特別一般ガス導管等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 ガス小売事業者 ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二 ガス製造事業者 ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三 第五十四条の四第一項本文の経済産業省令で定める要件に該



当する者　その経営を実質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

2 委員会は、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者の禁止行為等)

第五十四条の七　特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして委員会規則で定める行為をすること。

2 委員会は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等)

第五十四条の八　一般ガス導管事業者は、委員会規則で定めると

該当する者　その経営を実質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

2 経済産業大臣は、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者の禁止行為等)

第五十四条の七　特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等)

第五十四条の八　一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めると

ころにより、託送供給の業務に関して知り得た情報その他その一般ガス導管事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 一般ガス導管事業者は、毎年、委員会規則で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を委員会に報告しなければならない。

(略)

第八十条第一項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして委員会規則で定める行為をすること。

第八十条の次に次の七条を加える。

第八十条の二・第八十条の三 (略)

(特別特定ガス導管事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

第八十条の四 特別特定ガス導管事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者(特別特定ガス導管事業者の子会社、親会社若しくは当該特別特定ガス導管事業者以外の当該親会社の子会社等に該当するガス小売事業者若しくはガス製造事業者又は当該ガス小売事業者若しくはガス製造事業者の経営を実質的に

ところにより、託送供給の業務に関して知り得た情報その他その一般ガス導管事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 一般ガス導管事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告しなければならない。

(略)

第八十条第一項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

第八十条の次に次の七条を加える。

第八十条の二・第八十条の三 (略)

(特別特定ガス導管事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等)

第八十条の四 特別特定ガス導管事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者(特別特定ガス導管事業者の子会社、親会社若しくは当該特別特定ガス導管事業者以外の当該親会社の子会社等に該当するガス小売事業者若しくはガス製造事業者又は当該ガス小売事業者若しくはガス製造事業者の経営を実質的に

支配していると認められる者として委員会規則で定める要件に該当する者をいう。以下この節において同じ。）の取締役等又は従業者を、特別特定ガス導管事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該特別特定ガス導管事業者が営む特定ガス導管事業の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務のうち、ガス供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として委員会規則で定めるもの（第八十条の六第一項において「特別特定ガス導管等業務」という。）に従事させてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会規則で定める場合は、この限りでない。

一 ガス小売事業者 ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

二 ガス製造事業者 ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当す

支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この節において同じ。）の取締役等又は従業者を、特別特定ガス導管事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該特別特定ガス導管事業者が営む特定ガス導管事業の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務のうち、ガス供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの（第八十条の六第一項において「特別特定ガス導管等業務」という。）に従事させてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 ガス小売事業者 ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二 ガス製造事業者 ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当

るもの

三 前項本文の委員会規則で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

3 委員会は、特別特定ガス導管事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には特別特定ガス導管事業者又はその特定関係事業者に対し、特別特定ガス導管事業者が前項の規定に違反した場合には特別特定ガス導管事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(特別特定ガス導管事業者の禁止行為等)

第八十条の五 特別特定ガス導管事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であつてガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他特別特定ガス導管事業者と委員会規則で定める特殊の関係のある者（第一百七十一条第三項において「特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者等」という。）と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

するもの

三 前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者 その経営を実質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

3 経済産業大臣は、特別特定ガス導管事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には特別特定ガス導管事業者又はその特定関係事業者に対し、特別特定ガス導管事業者が前項の規定に違反した場合には特別特定ガス導管事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(特別特定ガス導管事業者の禁止行為等)

第八十条の五 特別特定ガス導管事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であつてガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他特別特定ガス導管事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者（第一百七十一条第三項において「特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者等」という。）と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限り

2 特別特定ガス導管事業者は、その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。）に委託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会規則で定める場合は、この限りでない。

3 特別特定ガス導管事業者は、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者からその営むガス小売事業又はガス製造事業の業務を受託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会規則で定める場合は、この限りでない。

4 委員会は、前三項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別特定ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者が特別特定ガス導管事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等）

第八十条の六 次の各号に掲げる特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者は、当該特別特定ガス導管事業者が営む特別特定ガス導管等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として

でない。

2 特別特定ガス導管事業者は、その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。）に委託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

3 特別特定ガス導管事業者は、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者からその営むガス小売事業又はガス製造事業の業務を受託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

4 経済産業大臣は、前三項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別特定ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者が特別特定ガス導管事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等）

第八十条の六 次の各号に掲げる特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者は、当該特別特定ガス導管事業者が営む特別特定ガス導管等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として

従事させてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として委員会規則で定める場合は、この限りでない。

一 ガス小売事業者ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

二 ガス製造事業者ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

三 第八十条の四第一項本文の委員会規則で定める要件に該当する者その経営を実質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として委員会規則で定める要件に該当するもの

2 委員会は、特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者の禁止行為等)  
第八十条の七 特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

従事させてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 ガス小売事業者ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二 ガス製造事業者ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三 第八十条の四第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者その経営を実質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

2 経済産業大臣は、特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者の禁止行為等)  
第八十条の七 特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして委員会規則で定める行為をすることを。

2 委員会は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等)

第八十条の八 特定ガス導管事業者は、委員会規則で定めるところにより、託送供給の業務に関して知り得た情報その他その特定ガス導管事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 特定ガス導管事業者は、毎年、委員会規則で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を委員会に報告しなければならない。

(略)

第七十一条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすることを。

2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等)

第八十条の八 特定ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給の業務に関して知り得た情報その他その特定ガス導管事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 特定ガス導管事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告しなければならない。

(略)

第七十一条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 委員会は、第五十四条若しくは第五十四条の四から第五十四条の七まで又は第八十条若しくは第八十条の四から第八十条の七までの規定の施行に必要な限度において、第五十四条の四第一項に規定する特定関係事業者（ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者を除く。次項及び次条第二項において「特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者」という。）又は第八十条の四第一項に規定する特定関係事業者（ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者を除く。次項及び次条第二項において「特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者」という。）に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

3 委員会は、第一項の規定により特別一般ガス導管事業者又は特別特定ガス導管事業者に対し報告をさせた場合において、ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するため特に必要があると認めるときは、第五十四条の五第一項又は第八十条の五第一項の規定の施行に必要な限度において、当該特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者等（特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者を除く。）又は特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者等（特別特定ガス導管事業者を除く。）に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

第七百七十二条第九項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を

2 経済産業大臣は、第五十四条若しくは第五十四条の四から第五十四条の七まで又は第八十条若しくは第八十条の四から第八十条の七までの規定の施行に必要な限度において、第五十四条の四第一項に規定する特定関係事業者（ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者を除く。次項及び次条第二項において「特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者」という。）又は第八十条の四第一項に規定する特定関係事業者（ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者を除く。次項及び次条第二項において「特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者」という。）に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

3 経済産業大臣は、第一項の規定により特別一般ガス導管事業者又は特別特定ガス導管事業者に対し報告をさせた場合において、ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するため特に必要があると認めるときは、第五十四条の五第一項又は第八十条の五第一項の規定の施行に必要な限度において、当該特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者等（特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者を除く。）又は特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者等（特別特定ガス導管事業者を除く。）に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

第七百七十二条第九項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を



同条第十項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 委員会は、第五十四条若しくは第五十四条の四から第五十四条の七まで又は第八十条若しくは第八十条の四から第八十条の七までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者又は特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(削る)

(削る)

同条第十項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、第五十四条若しくは第五十四条の四から第五十四条の七まで又は第八十条若しくは第八十条の四から第八十条の七までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者又は特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第一百七十七条第一項第五号中「第五十四条第二項」の下に、「第五十四条の四第三項、第五十四条の五第五項、第五十四条の六第二項、第五十四条の七第二項」を加え、「第八十条第二項」の下に、「第八十条の四第三項、第八十条の五第四項、第八十条の六第二項、第八十条の七第二項」を加え、同項第十号中「第五十一条第二項ただし書」の下に、「第五十四条の五第一項ただし書」を、「第三項ただし書」の下に、「第八十条の五第一項ただし書」を加える。  
第一百八十九条第一項中「並びにガス事業者」を、「第一百七十一

(略)

条第二項及び第三項の規定による権限、ガス事業者」に、「を委員会」を「並びに第七十二条第二項の規定による権限を委員会」に改める。

(略)

○熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）の一部改正（第七条関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（熱供給事業法の一部改正）</p> <p>第七条 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第十三条から第十六条までを次のように改める。</p> <p>（供給能力の確保）</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（供給条件の説明等）</p> <p>第十四条 熱供給事業者及び熱供給事業者が行う熱供給に関する契約（以下「熱供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「熱供給事業者等」という。）は、熱供給を受けようとする者（熱供給事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と熱供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、<u>電力・ガス取引監視等委員会規則</u>（以下「委員会規則」という。）で定めるところにより、当該熱供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。</p>	<p>（熱供給事業法の一部改正）</p> <p>第七条 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第十三条から第十六条までを次のように改める。</p> <p>（供給能力の確保）</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（供給条件の説明等）</p> <p>第十四条 熱供給事業者及び熱供給事業者が行う熱供給に関する契約（以下「熱供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「熱供給事業者等」という。）は、熱供給を受けようとする者（熱供給事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と熱供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、<u>経済産業省令</u>で定めるところにより、当該熱供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。</p>

2 熱供給事業者等は、前項の規定による説明をするときは、委員会規則で定める場合を除き、熱供給を受けようとする者に対し、当該熱供給に係る料金その他の供給条件であつて委員会規則で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 熱供給事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、熱供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて委員会規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該熱供給事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(書面の交付)

第十五条 熱供給事業者等は、熱供給を受けようとする者と熱供給契約を締結したとき（熱供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により熱供給契約が成立したとき）は、委員会規則で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一・二 (略)

三 当該熱供給に係る料金その他の供給条件であつて委員会規則で定める事項

2 熱供給事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、熱供給を受けようとする者に対し、当該熱供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 熱供給事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、熱供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該熱供給事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(書面の交付)

第十五条 熱供給事業者等は、熱供給を受けようとする者と熱供給契約を締結したとき（熱供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により熱供給契約が成立したとき）は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一・二 (略)

三 当該熱供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項

2 熱供給事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、熱供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて委員会規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該熱供給事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(苦情等の処理)

第十六条 (略)

(略)

第十八条を次のように改める。

(改善命令)

第十八条 電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」という。)は、熱供給事業の運営が適切でないため、熱供給を受ける者の日常生活若しくは事業活動上の利便の確保又は熱供給事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、熱供給事業者に対し、熱供給を受ける者の利益又は熱供給事業の健全性を確保するために必要な限度において、その熱供給事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

2 委員会は、熱供給事業者等が第十四条第一項又は第二項の規

2 熱供給事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、熱供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該熱供給事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(苦情等の処理)

第十六条 (略)

(略)

第十八条を次のように改める。

(改善命令)

第十八条 経済産業大臣は、熱供給事業の運営が適切でないため、熱供給を受ける者の日常生活若しくは事業活動上の利便の確保又は熱供給事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、熱供給事業者に対し、熱供給を受ける者の利益又は熱供給事業の健全性を確保するために必要な限度において、その熱供給事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、熱供給事業者等が第十四条第一項又は第二

定に違反したときは、熱供給事業者等に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

3 (略)

第三章中第十九条の次に次の二条を加える。

(委員会によるあつせん及び仲裁)

第十九条の二 熱供給事業者と当該熱供給事業者に対するその熱供給事業の用に供するための加熱され、若しくは冷却された水又は蒸気に係る熱供給（以下この条において「卸熱供給」という。）を行う事業を営む者との間において、卸熱供給に関する契約その他の取決め（以下この条において「契約等」という。）について、一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、若しくは協議が調わないとき、又は契約等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 5 4 (略)

(削る)

項の規定に違反したときは、熱供給事業者等に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

3 (略)

第三章中第十九条の次に次の二条を加える。

(電力・ガス取引監視等委員会によるあつせん及び仲裁)

第十九条の二 熱供給事業者と当該熱供給事業者に対するその熱供給事業の用に供するための加熱され、若しくは冷却された水又は蒸気に係る熱供給（以下この条において「卸熱供給」という。）を行う事業を営む者との間において、卸熱供給に関する契約その他の取決め（以下この条において「契約等」という。）について、一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、若しくは協議が調わないとき、又は契約等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、電力・ガス取引監視等委員会（以下この条において「委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2 5 4 (略)

5 | 第一項又は第三項の規定により委員会に対してするあつせん

又は仲裁の申請は、経済産業大臣を経由してしなければならない

(政令への委任)

第十九条の三 (略)

(略)

第二十七条中「熱供給事業者」を「熱供給事業者等」に改め、同条に次の一項を加える。

2| 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、熱供給事業者等に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

第二十八条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2| 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に熱供給事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、熱供給施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十八条の次に次の五条を加える。

(委員会の意見の聴取)

第二十八条の二 経済産業大臣は、第三条の登録若しくは第七条第一項の変更登録、第十条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による登録の取消し又は第十三条第二項若しくは第十八

い。

(政令への委任)

第十九条の三 (略)

(略)

第二十七条中「熱供給事業者」を「熱供給事業者等」に改める。

(新設)

第二十八条の次に次の五条を加える。

(電力・ガス取引監視等委員会の意見の聴取)

第二十八条の二 経済産業大臣は、第三条の登録若しくは第七条第一項の変更登録、第十条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による登録の取消し又は第十八条第一項から第三項まで

条第一項から第三項までの規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

2 (略)

第二十八条の三及び第二十八条の四 削除

の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

2 (略)

(勧告)

第二十八条の三 委員会は、第三十三条の二第一項又は第二項の規定により委任された第二十七条又は第二十八条第一項の規定による権限を行使した場合において、必要があると認めるときは、熱供給事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた熱供給事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

3 委員会は、前項の規定による報告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該報告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

第二十八条の四 委員会は、第三十三条の二第一項又は第二項の規定により委任された第二十七条又は第二十八条第一項の規定による権限を行使した場合において、特に必要があると認める



第二十八条の五・第二十八条の六 (略)

(略)

(削る)

(削る)

ときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2| 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3| 委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

第二十八条の五・第二十八条の六 (略)

(略)

第三十三条中「権限」の下に「(次条第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)」を加える。

第三十三条の二を次のように改める。

(権限の委任)

第三十三条の二 経済産業大臣は、熱供給事業者等に対する第二十七條の規定による権限(第十四條から第十六條の二まで及び第十九條の二の規定に関するものに限る。)及び熱供給事業者に対する第二十八條第一項の規定による権限(第十四條から第十六條の二まで及び第十九條の二の規定に関するものに限る。)を委員会に委任する。ただし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2| 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、熱供給事業者等に対する第二十七条の規定による権限（第七条第一項、第十条第一項、第十三条、第十八条第一項及び第十九条の規定に関するものに限る。）及び熱供給事業者に対する第二十八条第一項の規定による権限（第七条第一項、第十条第一項、第十三条、第十八条第一項及び第十九条の規定に関するものに限る。）を委員会に委任することができる。

3| 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4| 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定による権限（第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を経済産業局長又は産業保安監督部長に委任することができる。

5| 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6| 前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

第五章中第三十三条の二の次に次の一条を加える。

（委員会に対する審査請求）

（削る）

(略)

第三十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第六条第四項（第七条第四項において準用する場合を含む。）、第十条第二項」を「第八条第二項、第九条第一項」に改め、同条第六号中「第二十八条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第七号とし、同条第五号中「第二十七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第六号とし、同条中第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 (略)

(略)

第三十三条の三 委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任された第二十七条の規定により行う報告の命令（前条第五項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

(略)

第三十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第六条第四項（第七条第四項において準用する場合を含む。）、第十条第二項」を「第八条第二項、第九条第一項」に改め、同条第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 (略)

(略)



○電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の一部改正（第十条関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（電気事業法等の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第十条 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条のうち電気事業法目次の改正規定中「第六款 電気の使用制限等（第三十四条―第三十七条）」を「第六款 電気の使用制限等（第三十四条） 第九節 あつせん及 用制限等（第三十四条） に、<u>「第四章 土地等の使用（第五十八條―第六十六條）」を</u>」に、<u>「第四章 土地等の使用（第五十八條―第六十六條）」を</u>」を「<u>第五章 電力取引監視等委員会</u>」を「<u>第六章</u>」に、<u>「第五章」を「第六章」</u>に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に改める。</p> <p>第一条のうち、電気事業法第一編及び第二編の編名、同編第一章及び第二章の章名、同章第一節及び第二節の節名、同節第二款の款名、同章第三節の節名、同編第三章の章名、第三編の編名、</p>	<p>（電気事業法等の一部を改正する法律の一部改正）</p> <p>第十条 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条のうち電気事業法目次の改正規定中「第六款 電気の使用制限等（第三十四条―第三十七条）」を「第六款 電気の使用制限等（第三十四条） 第九節 あつせん及 用制限等（第三十四条） に、<u>「第四章 土地等の使用（第五十八條―第六十六條）」を</u>」に、<u>「第四章 土地等の使用（第五十八條―第六十六條）」を</u>」を「<u>第五章 電力取引監視等委員</u>」を「<u>第六章</u>」に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に改める。</p> <p>第一条のうち、電気事業法第一編及び第二編の編名、同編第一章及び第二章の章名、同章第一節及び第二節の節名、同節第二款の款名、同章第三節の節名、同編第三章の章名、第三編の編名、</p>

同編第一章及び第二章の章名、同章第一節から第五節までの節名、同編第三章の章名、第四編及び第五編の編名、同編第一章から第三章までの章名並びに第六編及び第七編の編名を削る改正規定中「同章第三節の節名、同編第三章」の下に「及び第四章」を加え、「及び第五編」を「から第五編まで」に改め、同法第二条の次に章名、一節、節名及び款名を加える改正規定のうち第二条の第十三項中「この項及び次条第一項において」及び「この条、次条及び第二条の十七第二項において」を削り、「経済産業省令」を「電力取引監視等委員会規則（以下この節、次節及び第三節において「委員会規則」という。）」に改め、同条第二項及び第三項中「経済産業省令」を「委員会規則」に改め、第二条の十四中「経済産業省令」を「委員会規則」に改め、第二条の十五中「問い合わせ」を「問合せ」に改め、第二条の十七第一項中「経済産業大臣」の下に「又は電力取引監視等委員会（以下この章において「委員会」という。）」を加え、同条第二項及び第三項中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同法第九条の改正規定中「」を「に掲げる事項」を「に」を「若しくは第三号に掲げる事項」に、「」を「同項第五号」を「の」を「同項第五号に掲げる」に改め、同法第十七条から第十九条までの改正規定のうち第十七条第五項中「問い合わせ」を「問合せ」に改め、第十八条第一項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条

同編第一章及び第二章の章名、同章第一節から第五節までの節名、同編第三章の章名、第四編及び第五編の編名、同編第一章から第三章までの章名並びに第六編及び第七編の編名を削る改正規定中「同章第三節の節名、同編第三章」の下に「及び第四章」を加え、「及び第五編」を「から第五編まで」に改め、同法第二条の次に章名、一節、節名及び款名を加える改正規定（第二条の第十三項に係る部分に限る。）中「この項及び次条第一項において」及び「この条、次条及び第二条の十七第二項において」を削り、同法第二条の次に章名、一節、節名及び款名を加える改正規定（第二条の十五に係る部分に限る。）中「問い合わせ」を「問合せ」に改め、同法第九条の改正規定中「」を「に掲げる事項」を「に」を「若しくは第三号に掲げる事項」に、「」を「同項第五号」を「の」を「同項第五号に掲げる」に改め、同法第十七条から第十九条までの改正規定（第十七条第五項に係る部分に限る。）中「問い合わせ」を「問合せ」に改め、同法第二十五条を第二十四条とし、同条の次に一条を加える改正規定（第二十五条第二項に係る部分に限る。）中「できる。」を「できる。ただし、当事者が第三十六条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。」に改め、同法第二十七条の次に一款、五節及び節名を加える改正規定（第二十七条の十二に係る部分に限る。）中「第六条第二項第二号」及び「第二十七条の七第二項第二号」の下に「若しくは第三

第二項ただし書中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第三項中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同項第三号中「算出方法が」の下に「、地域ごとの電気の需給の状況に応じたものとなるよう、」を加え、同条第四項中「経済産業省令」を「委員会規則」に改め、同条第五項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第六項中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同項第二号中「算出方法が」の下に「、地域ごとの電気の需給の状況に応じたものとなるよう、」を加え、同条第七項中「経済産業省令」を「委員会規則」に改め、同条第八項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第十項中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同項第三号中「算出方法が」の下に「、地域ごとの電気の需給の状況に応じたものとなるよう、」を加え、同条第十一項中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第十二項中「経済産業省令」を「委員会規則」に改め、第十九条中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同法第十九条の二第一項の次に一項を加える改正規定のうち第二項ただし書中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同法第二十一条の改正規定のうち第二十一条第一項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第二項ただし書及び第三項中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同法第二十五条を第二十四条とし、

号」を加え、同法第三十四条の改正規定の次に次のように加える。

同条の次に一条を加える改正規定（第二十五条第二項に係る部分に限る。）中「できる。」を「できる。ただし、当事者が第三十六条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。」に改め、同法第二十七条の改正規定のうち第二十七条第一項中「経済産業大臣」の下に「又は委員会」を加え、同法第二十七条の次に一款、五節及び節名を加える改正規定のうち第二十七条の十一第一項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第三項及び第四項中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、第二十七条の十二中「第六条第二項第一号」及び「第二十七条の七第二項第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、同法第三十四条の改正規定の次に次のように加える。

第三十四条の次に次の節名を付する。

#### 第九節 あつせん及び仲裁

第一条のうち、電気事業法第三十四条の二を削る改正規定中「第三十四条の二」の下に「から第三十七条まで」を加え、同法第三十五条から第三十七条までの改正規定を次のように改める。

第三十七条の二第一項中「電力取引監視等委員会（以下この章において「委員会」という。）」を「委員会」に、「第三十二条第一項」を「第二十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第六項中「第三十二条第一項」を「第二十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第六項中「第三十二条第一項」を

第三十四条の次に次の節名を付する。

#### 第九節 あつせん及び仲裁

第一条のうち、電気事業法第三十四条の二を削る改正規定中「第三十四条の二」の下に「から第三十七条まで」を加え、同法第三十五条から第三十七条までの改正規定を次のように改める。

第三十七条の二第一項中「この章」を「この節」に、「第三十二条第一項」を「第二十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第六項中「第三十二条第一項」を「第二十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第三十五条とする。



む。」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十七条の三第一項中「第三十二条第一項」を「第二十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十七条の四中「この章」を「この節」に改め、同条を第三十七条とする。

（削る）

第一条のうち、電気事業法第四十一条第二項の改正規定中「第三十二条及び」を「第三十二条第一項本文及び第二項から第四項まで」に、「第二十五条第二項から第五項まで及び」を「第二十五条第二項本文及び第三項から第五項まで」に、「第三十二条第一項から第三項まで」を「第三十二条第一項本文、第二項及び第三項」に、「第二十五条第二項から第四項まで」を「第二十五条第二項本文、第三項及び第四項」に改め、同条第三項の改正規定中「第三十二条第一項」を「第三十二条第一項本文」に、「第二十五条第二項」を「第二十五条第二項本文」に改め、同法第六十六条の改正規定の次に次のように加える。

第六十六条の次に次の章名を付する。

第五章 電力取引監視等委員会

第六十六条の二第二項中「取引」の下に「並びに一般送配電

第三十七条の三第一項中「第三十二条第一項」を「第二十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十七条の四中「この章」を「この節」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十七条の五中「この章」を「この節」に改め、同条を第三十七条の二とする。

第一条のうち、電気事業法第四十一条第二項の改正規定中「第三十二条及び」を「第三十二条第一項本文及び第二項から第四項まで」に、「第二十五条第二項から第五項まで及び」を「第二十五条第二項本文及び第三項から第五項まで」に、「第三十二条第一項から第三項まで」を「第三十二条第一項本文、第二項及び第三項」に、「第二十五条第二項から第四項まで」を「第二十五条第二項本文、第三項及び第四項」に改め、同条第三項の改正規定中「第三十二条第一項」を「第三十二条第一項本文」に、「第二十五条第二項」を「第二十五条第二項本文」に改め、同法第六十六条の改正規定の次に次のように加える。

第六十六条の次に次の章名を付する。

第五章 電力取引監視等委員会

（新設）

事業及び送電事業の業務における中立性」を加え、同条第三項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 一般送配電事業及び送電事業の業務の規制に関すること

(経済産業大臣の所掌に属するものを除く。)

第六十六条の十二第一項各号を次のように改める。

一・二 (略)

三 第二条の十二第二項、第九条第五項(第十三条第二項(第二十七条の十二において準用する場合を含む。))及び第二十七条の十二において準用する場合を含む。)、第二十三条第二項(第二十七条の十二において準用する場合を含む。)、第二十七條第一項(第二十七條の十二、第二十七條の二十六第一項及び第二十七條の二十九において準用する場合を含む。)、第二十七條第二項、第二十七條の三(第二十七條の十二及び第二十七條の二十九において準用する場合を含む。)、第二十七條の十三第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第二十八條の四十六第三項、第二十八條の五十一又は第二十九條第六項の規定による命令をしようとするとき。

第六十六条の十第一項各号を次のように改める。

一・二 (略)

三 第二条の十七第一項、第二項(第二十七條の二十六第三項において準用する場合を含む。))若しくは第三項(第二十七條の二十六第二項において準用する場合を含む。)、第九条第五項(第十三条第二項(第二十七條の十二において準用する場合を含む。))及び第二十七條の十二において準用する場合を含む。)、第十八條第六項若しくは第十一項、第十九條第一項、第二十條第三項、第二十一條第三項、第二十三條第二項(第二十七條の十二において準用する場合を含む。)、第二十七條第一項(第二十七條の十二、第二十七條の二十六第一項及び第二十七條の二十九において準用する場合を含む。)、第二十七條第二項、第二十七條の三(第二十七條の十二及び第二十七條の二十九において準用する場合

四 第三条、第八条第一項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項、第二十七条の四又は第二十七条の三十一第一項の規定による許可をしようとするとき。

五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項又は第二十八条の四十六第一項の認可をしようとするとき。

六・七 （略）

（削る）

（削る）

合を含む。）、第二十七条の十一第三項若しくは第四項、第二十七条の十三第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十八条の四十六第三項、第二十八条の五十一、第二十九条第六項、第九十九条第二項又は第九十九条の十一の規定による命令をしようとするとき。

四 第三条、第八条第一項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項、第二十七条の四、第二十七条の三十一第一項又は第九十九条の七第一項の規定による許可をしようとするとき。

五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第九十九条第一項又は第九十九条の六第一項の認可をしようとするとき。

六・七 （略）

八 第十九条第二項の規定による変更の処分をしようとするとき。

九 第二十条第二項ただし書又は第二十一条第二項ただし書

八・九 (略)

(削る)

(削る)

第六十六条の十六中「電力取引監視等委員会規則」の下に「次条、第七章及び第百十三条において「委員会規則」という。」を加える。

第六十六条の十七(見出しを含む。)中「電力取引監視等委員会規則」を「委員会規則」に改める。

第一条のうち、電気事業法第六十六条の次に章名及び節名を付する改正規定中「第六十六条」を「第六十六条の十七」に、「第五章」を「第六章」に改め、同法第九十六条の次に章名を付する改正規定中「第六章」を「第七章」に改め、同法第九十七条から第九十九条までの改正規定のうち第九十七条中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、第九十九条第一項及び第二項中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第三項中「経済産業省令」を「委員会規則」に改め、同法第百条の前に十一条及び章名を加える改正規定のうち第九十九条の三第三項中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、第九十九条の四中「経済産業省令」を「委員会規則」

の規定による承認をしようとするとき。

十・十一 (略)

十二 第九十七条第一項の規定による指定をしようとするとき。

十三 第九十九条の十二の規定による指定の取消しをしようとするとき。

第六十六条の十一第一項及び第六十六条の十二第一項中「若しくは第五項」を「第五項若しくは第七項」に改める。

第一条のうち、電気事業法第六十六条の次に章名及び節名を付する改正規定中「第六十六条」を「第六十六条の十六」に、「第五章」を「第六章」に改め、同法第九十六条の次に章名を付する改正規定中「第六章」を「第七章」に改め、同法第百条の前に十一条及び章名を加える改正規定中「第七章」を「第八章」に改め、同法第百五条の改正規定の次に次のように加える。

に改め、第九十九条の六から第九十九条の九まで、第九十九条の十一及び第九十九条の十二中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、「第七章」を「第八章」に改め、同法第一百五十五条の改正規定の次に次のように加える。

第六十六条第三項中「電気事業者」を「小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者」に改め、同条第八項中「電気事業者」の下に「又は卸電力取引所」を加える。

第一条のうち、電気事業法第六十六条第七項及び第七十七条第七項の改正規定中「第六十六条第七項及び第七十七条第七項中「指定試験機関」を「第七十七条第八項中「電気事業者」に改め、同法第一百一十一条第一項の改正規定中「若しくは」を「又は」に改め、「特定電気事業者」の下に「の電気の供給」を加え、「電気事業者」を「小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者の電気の供給又は小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理」に改め、同法第一百十二条の二の改正規定を次のように改める。

第一百十二条の二に次の一項を加える。

2 委員会は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならぬ。

一 第九十七条第一項の指定をしたとき。

第六十六条第三項中「電気事業者」を「小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者」に改め、同条第七項中「指定試験機関」の下に「又は卸電力取引所」を加える。

第一条のうち、電気事業法第六十六条第七項及び第七十七条第七項の改正規定中「第六十六条第七項及び」を削り、同法第一百一十一条第一項の改正規定中「若しくは」を「又は」に改め、「特定電気事業者」の下に「の電気の供給」を加え、「電気事業者」を「小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者の電気の供給又は小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理」に改め、同法第一百十二条の二の改正規定の次に次のように加える。

第一百十四条第一項及び第二項中「及び第五項」の下に「並びに同条第七項（卸電力取引所に係るものに限る。）」を加える。

第一百十四条の二中「又は第五項」を「第五項又は第七項」に改める。

二 第九十七条第二項の規定による届出があつたとき。

三 第九十九条の七第一項の許可をしたとき。

四 第九十九条の十二の規定により指定を取り消し、又は市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第百十三条中「電力取引監視等委員会規則」を「委員会規則」に改める。

第一条のうち電気事業法第百十四条の次に章名を付する改正規定中「第八章」を「第九章」に改める。

第一条のうち電気事業法第百十九条の三第一号の改正規定中「加える」を「加え、同条第四号中「第百六条第七項」の下に「又は第八項」を加え、同条第五号中「第百七条第七項」の下に「又は第八項」を加える」に改める。

附則第一条第一号中「第四号」の下に「から第六号まで」を加え、同条に次の一号を加える。

(削る)

四 附則第二十五条の四及び第二十五条の七の規定 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

第一条のうち電気事業法第百十四条の次に章名を付する改正規定中「第百十四条」を「第百十四条の二」に、「第八章」を「第九章」に改める。

(新設)

附則第一条第一号中「第四号」の下に「から第六号まで」を加え、同条に次の二号を加える。

四 附則第二十五条の十第四項の規定 電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第 号)の公布の日

五 附則第二十五条の四、第二十五条の五(附則第九条第一項及び第四項、第十条第二項及び第四項、第十一条第二項及び第四項並びに第二十条第一項及び第四項に係る部分に限

附則第六条第二項中「及び第二条の十一」を「、第二条の十一、第六十六条の十二及び第百十四条」に改める。

附則第七条第二項中「及び第二十七条の二十三」を「、第二十七条の二十三、第六十六条の十二及び第百十四条」に改める。

附則第九条第一項中「に、経済産業省令」を「に、電力取引監視等委員会規則（以下「委員会規則」という。）」に、「定め、経済産業省令」を「定め、委員会規則」に、「経済産業大臣」を「電力取引監視等委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同項第三号中「算出方法が」の下に「、地域ごとの電気の需給の状況に応じたものとなるよう、」を加え、同条第三項中「経済産業省令」を「委員会規則」に改め、同条第四項中「経済産業大臣」を「委員会」に改める。

附則第十条第一項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第三項中「経済産業省令」を「委員会規則」に改め、同条第四項中「経済産業大臣」を「委員会」に改める。

る。）、第二十五条の八及び第二十五条の九の規定 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

附則第六条第二項中「及び第二条の十一」を「、第二条の十一、第六十六条の十及び第百十四条第四項」に改める。

附則第七条第二項中「及び第二十七条の二十三」を「、第二十七条の二十三、第六十六条の十及び第百十四条第四項」に改める。

（新設）

（新設）

附則第十一条第一項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第三項中「経済産業省令」を「委員会規則」に改め、同条第四項中「経済産業大臣」を「委員会」に改める。

附則第十六条第三項中「並びに第三十六条」を「第三十六条、第六十六条の十二、第一百条並びに第一百四十四条」に改める。

附則第十八条第一項中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「委員会」に改める。

附則第十九条中「経済産業省令」を「委員会規則」に、「経済産業大臣」を「委員会」に改める。

附則第二十条第一項及び第二項中「経済産業大臣」を「委員会」に改め、同条第三項中「経済産業省令」を「委員会規則」に改め、同条第四項中「経済産業大臣」を「委員会」に改める。

附則第二十一条第二項を次のように改める。

2 委員会は、みなし小売電気事業者が附則第十六条第一項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務の監査をしなければならぬ。

附則第二十二條中「附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第二十三条第三項（特定

(新設)

附則第十六条第三項中「並びに第三十六条」を「第三十六条、

第六十六条の十、第一百条並びに第一百四十四条第四項」に改める。

(新設)

(新設)

(新設)

附則第二十一条第二項を削る。

(新設)

(新設)



小売供給約款に係るものに限る。)又は「及び」、第十八条第一項若しくは第二十条第一項」を削り、同条に次の一項を加える。

2 委員会は、附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業法第二十三条第三項(特定小売供給約款に係るものに限る。)又は附則第十八条第一項若しくは第二十条第一項の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

附則第二十三条第三項中「並びに第三十四条」を、「第三十四条、第六十六条の十二、第一百十条並びに第百十四条」に改める。

附則第二十五条の次に次の六条を加える。

(報告の徴収)

第二十五条の二 経済産業大臣は、附則第十六条、第十七条及び第二十一条第一項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

2 委員会は、附則第十八条、第十九条及び第二十一条第二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

附則第二十三条第三項中「並びに第三十四条」を、「第三十四条、第六十六条の十、第一百十条並びに第百十四条第四項」に改める。

附則第二十五条の次に次の十条を加える。

(報告の徴収)

第二十五条の二 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

2 経済産業大臣は、附則第二十三条から前条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし登録特定送配電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

3| 経済産業大臣は、附則第二十三条から前条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし登録特定送配電事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

(立入検査)

第二十五条の三 経済産業大臣は、附則第十六条、第十七条及び第二十一条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2| 委員会は、附則第十八条、第十九条及び第二十一条第二項の規定の施行に必要な限度において、その事務局の職員に、みなし小売電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3| 経済産業大臣は、附則第二十三条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし登録特定送配電事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4| 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す

(立入検査)

第二十五条の三 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2| 経済産業大臣は、附則第二十三条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし登録特定送配電事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3| 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4| 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(電気事業法の一部改正に伴う電力取引監視等委員会の権限等)  
第二十五条の四 電力取引監視等委員会(以下「委員会」という。)は、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第 号)第一条の規定による改正後の電気事業法第六十

六条の二第二項に規定するもののほか、この附則の規定により

証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示し  
なければならぬ。

5| 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のため  
に認められたものと解釈してはならない。

(電気事業法の一部改正に伴う委員会の権限等)

第二十五条の四 委員会は、電気事業法等の一部を改正する等の  
法律(平成二十七年法律第 号)第一条の規定による改正  
後の電気事業法第六十六条の二第三項に規定するもののほか、  
この附則の規定によりその権限に属させられた事項を処理す  
る。

2| 前項の場合において、電気事業法等の一部を改正する等の法  
律第十三条の規定による改正後の経済産業省設置法(平成十一  
年法律第九十九号)第十七条中「電気事業法(昭和三十九年法  
律第七十号)第六十六条の二第三項」とあるのは「電気事業  
法(昭和三十九年法律第七十号)第六十六条の二第三項及び  
電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十  
二号)附則第二十五条の四第一項」と、同法第二十四条中「電  
気事業法(これに基づく命令を含む。)」とあるのは「電気事業  
法及び電気事業法等の一部を改正する法律(これらに基づく命  
令を含む。)」とする。

第二十五条の五 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらか

その権限に属させられた事項を処理する。

2| 前項の場合において、電気事業法等の一部を改正する等の法  
律第十三条の規定による改正後の経済産業省設置法(平成十一  
年法律第九十九号)第六条第二項の表電力取引監視等委員会の  
項中「電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)」とあるのは  
「電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)及び電気事業法  
等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)」と、  
同法第十七条中「電気事業法第六十六条の二第二項」とあるの  
は「電気事業法第六十六条の二第二項及び電気事業法等の一部  
を改正する法律附則第二十五条の四第一項」とする。

第二十五条の五 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらか  
じめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一| 附則第九条第一項若しくは第四項、第十八条第一項又は第  
二十条第一項若しくは第四項の認可をしようとするとき。  
二| 附則第十条第二項、第十一条第二項、第二十四条第七項又  
は第二十五条第二項の規定による命令をしようとするとき。  
三| 附則第十条第四項、第十一条第四項又は第十九条の承認を  
しようとするとき。  
四| 附則第十七条第一項又は第二十四条第二項の許可をしよう  
とするとき。

2| 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、

じめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一 附則第十七条第一項又は第二十四条第二項の許可をしようとするとき。

二 附則第二十四条第七項又は第二十五条第二項の規定による命令をしようとするとき。

2 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

第二十五条の六 委員会は、この附則の規定によりその権限に属させられた事項に関し、電力の適正な取引の確保を図るため必要があるとき認めるときは、電気事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。

2 委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3 委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業大臣に対し、当該建議に基づき講じた施策について報告を求めることができる。

第二十五条の七 委員会は、この附則の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があるとき認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

その内容を公表しなければならない。

第二十五条の六 委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があるとき認めるときは、みなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けたみなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

3 委員会は、前項の規定による報告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該報告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

第二十五条の七 委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告

をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2| 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3| 委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

第二十五条の八 委員会は、この附則の規定によりその権限に属させられた事項に関し、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。

2| 委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3| 委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業大臣に対し、当該建議に基づき講じた施策について報告を求めることができる。

第二十五条の九 委員会は、この附則の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(権限の委任)

- 第二十五条の十 経済産業大臣は、附則第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。
- 2| 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第二十一条の規定による権限並びに第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。
- 3| 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。
- 4| 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、この附則の規定による権限（第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を経済産業局長に委任することができる。
- 5| 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。
- 6| 前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

附則第三十条に次の二号を加える。

五 附則第二十五条の二第一項から第三項までの規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

六 附則第二十五条の三第一項から第三項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

附則第四十一条の見出しを「(検討等)」に改め、同条に次の二項を加える。

2| 政府は、新電気事業法第九十九条の二に規定する売買取引(以下この条において単に「売買取引」という。)の活性化に資するよう、売買取引の買手に係る優遇措置その他の売買取引の数量を増加させるための措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3| 旧一般電気事業者は、売買取引の活性化に資するよう、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第

(委員会に対する審査請求)

第二十五条の十一 委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十五条の二の規定により行う報告又は資料の提出の命令(前条第五項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。)についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

附則第三十条に次の二号を加える。

五 附則第二十五条の二第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

六 附則第二十五条の三第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(新設)

号)の施行の日までの間、できるだけ多くの量の電力を売買取引に供する等電力の取引に当たって売買取引を積極的に利用するために必要な措置を講ずるものとする。



○電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の一部改正（第十一条関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>（託送供給等約款の認可の申請等に関する経過措置）</p> <p>第九条 この法律の公布の際現に旧電気事業法第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者（以下この条から附則第十一条まで及び附則第二十条において単に「一般電気事業者」という。）は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、<u>電力・ガス取引監視等委員会規則</u>（以下「委員会規則」という。）で定めるところにより、託送供給等約款（新電気事業法第十八条第一項に規定する託送供給等約款をいう。以下この条において同じ。）を定め、委員会規則で定めるところにより、<u>電力・ガス取引監視等委員会</u>（以下「委員会」という。）の認可を申請しなければならない。</p> <p>256 (略)</p> <p>（電気事業法の一部改正に伴う委員会の権限等）</p> <p>第二十五条の四 委員会は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第 号）<u>附則第一条第三号に掲げる規定</u>による改正後の電気事業法第六十六条の二第三項に規定するも</p>	<p>附則</p> <p>（託送供給等約款の認可の申請等に関する経過措置）</p> <p>第九条 この法律の公布の際現に旧電気事業法第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者（以下この条から附則第十一条まで及び附則第二十条において単に「一般電気事業者」という。）は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、<u>電力取引監視等委員会規則</u>（以下「委員会規則」という。）で定めるところにより、託送供給等約款（新電気事業法第十八条第一項に規定する託送供給等約款をいう。以下この条において同じ。）を定め、委員会規則で定めるところにより、<u>電力取引監視等委員会</u>（以下「委員会」という。）の認可を申請しなければならない。</p> <p>256 (略)</p> <p>（電気事業法の一部改正に伴う委員会の権限等）</p> <p>第二十五条の四 委員会は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第 号）<u>第一条の規定</u>による改正後の電気事業法第六十六条の二第三項に規定するもののほか、この附</p>

ののほか、この附則の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項の場合において、電気事業法等の一部を改正する等の法律第十四条の規定による改正後の経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第十七条中「電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第六十六条の二第三項」とあるのは「電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第六十六条の二第三項及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第二十五条の四第一項」と、同法第二十四条中「電気事業法（これに基づく命令を含む。）」とあるのは「電気事業法及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（これらに基づく命令を含む。）」とする。

則の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項の場合において、電気事業法等の一部を改正する等の法律第十三条の規定による改正後の経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第十七条中「電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第六十六条の二第三項」とあるのは「電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第六十六条の二第三項及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第二十五条の四第一項」と、同法第二十四条中「電気事業法（これに基づく命令を含む。）」とあるのは「電気事業法及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（これらに基づく命令を含む。）」とする。

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の一部改正（第十二条関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>第十二条 電気事業法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>附則第二十二條第一項中「旧供給区域」を「指定旧供給区域」に改め、同条第二項中「附則第十六條第三項」を「附則第十六條第四項」に改める。</p> <p>附則第二十五條の五第一項に次の二号を加える。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（略）</p>	<p>第十二条 電気事業法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>附則第二十二條中「附則第十六條第三項」を「附則第十六條第四項」に、「旧供給区域」を「指定旧供給区域」に改める。</p> <p>附則第二十五條の五第一項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。</p> <p>四・五 （略）</p> <p>（略）</p>

修正後	修正前
<p>第六十九条（略）</p> <p>内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国务大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長、電力取引監視等委員会委員長、原子力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。</p>	<p>第六十九条（略）</p> <p>内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国务大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。</p>

○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（第十二条の三関係）

（傍線部分は改正部分）

修正後	修正前
<p>第六十九条（略）</p> <p>内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国务大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長、<u>電力・ガス取引監視等委員会委員長</u>、原子力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。</p>	<p>第六十九条（略）</p> <p>内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国务大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長、<u>電力取引監視等委員会委員長</u>、原子力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。</p>

○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第十二条の四関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後		修正前																	
<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。</p> <p>一～十六（略）</p> <p>十六の二 電力取引監視等委員会の委員長及び常勤の委員</p> <p>十六の三 運輸安全委員会の委員長及び常勤の委員</p> <p>十六の四 原子力規制委員会の委員長及び委員</p> <p>十七～五十（略）</p> <p>五十の二 電力取引監視等委員会の非常勤の委員</p> <p>五十の三 運輸安全委員会の非常勤の委員</p> <p>五十一～七十五（略）</p>		<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。</p> <p>一～十六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十六の二 運輸安全委員会の委員長及び常勤の委員</p> <p>十六の三 原子力規制委員会の委員長及び委員</p> <p>十七～五十（略）</p> <p>（新設）</p> <p>五十の二 運輸安全委員会の非常勤の委員</p> <p>五十一～七十五（略）</p>																	
<p>別表第一（第三条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>官職名</th> <th>俸給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>内閣法制局長官</td> <td>一、四三四、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>内閣官房副長官</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		官職名	俸給月額	（略）	（略）	内閣法制局長官	一、四三四、〇〇〇円	内閣官房副長官		<p>別表第一（第三条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>官職名</th> <th>俸給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>内閣法制局長官</td> <td>一、四三四、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>内閣官房副長官</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		官職名	俸給月額	（略）	（略）	内閣法制局長官	一、四三四、〇〇〇円	内閣官房副長官	
官職名	俸給月額																		
（略）	（略）																		
内閣法制局長官	一、四三四、〇〇〇円																		
内閣官房副長官																			
官職名	俸給月額																		
（略）	（略）																		
内閣法制局長官	一、四三四、〇〇〇円																		
内閣官房副長官																			

<p>副大臣 国家公務員倫理審査会の常勤の会長 公正取引委員会委員長 電力取引監視等委員会委員長 原子力規制委員会委員長 宮内庁長官</p>	
<p>(略) 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 電力取引監視等委員会の常勤の委員 原子力規制委員会委員 式部官長</p>	<p>(略) 一、一九八、〇〇〇円</p>

<p>副大臣 国家公務員倫理審査会の常勤の会長 公正取引委員会委員長 原子力規制委員会委員長 宮内庁長官</p>	
<p>(略) 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員 式部官長</p>	<p>(略) 一、一九八、〇〇〇円</p>





○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第十二条の五関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後

修正前

（目的及び適用範囲）

（目的及び適用範囲）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

一、十六（略）

一、十六（略）

十六の二 電力・ガス取引監視等委員会の委員長及び常勤の委員

十六の二 電力取引監視等委員会の委員長及び常勤の委員

十六の三、五十（略）

十六の三、五十（略）

五十の二 電力・ガス取引監視等委員会の非常勤の委員

五十の二 電力取引監視等委員会の非常勤の委員

五十の三、七十五（略）

五十の三、七十五（略）

別表第一（第三条関係）

別表第一（第三条関係）

官職名	俸給月額
(略)	(略)
内閣法制局長官	一、四三四、〇〇〇円
内閣官房副長官	
副大臣	
国家公務員倫理審査会の常勤の会長	

官職名	俸給月額
(略)	(略)
内閣法制局長官	一、四三四、〇〇〇円
内閣官房副長官	
副大臣	
国家公務員倫理審査会の常勤の会長	

<p>公正取引委員会委員長 電力・ガス取引監視等委員会 委員長 原子力規制委員会委員長 宮内庁長官</p>	
<p>(略) 内閣官房副長官補、内閣広報 官及び内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常 勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 電力・ガス取引監視等委員会 の常勤の委員 原子力規制委員会委員 式部官長</p>	<p>(略) 一、一九八、〇〇〇円</p>

<p>公正取引委員会委員長 電力取引監視等委員会委員 長 原子力規制委員会委員長 宮内庁長官</p>	
<p>(略) 内閣官房副長官補、内閣広報 官及び内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常 勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 電力取引監視等委員会 の常勤の委員 原子力規制委員会委員 式部官長</p>	<p>(略) 一、一九八、〇〇〇円</p>

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（第十二条の六関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（主務省令）</p> <p>第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、特定個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令、内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、特定個人情報保護委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、特定個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、特定個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令、内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、特定個人情報保護委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、特定個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

○構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（第十二条の六関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（主務省令）</p> <p>第四十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第四十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百四十九号）（第十二条の六関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（主務省令）</p> <p>第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（第十二条の六関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（主務省令）</p> <p>第五十二条 この法律における主務省令は、当該事項について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る事項については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第五十二条 この法律における主務省令は、当該事項について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る事項については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

○道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）（第十二条の六関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（主務省令）</p> <p>第三十条 この法律における主務省令は、国の行政機関の長の権限に属する事務等について規定する法律及び法律に基づく命令（国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。</p> <p>ただし、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る国の行政機関の長の権限に属する事務等については、それぞれ国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第三十条 この法律における主務省令は、国の行政機関の長の権限に属する事務等について規定する法律及び法律に基づく命令（国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る国の行政機関の長の権限に属する事務等については、それぞれ国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

○総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（第十二条の六関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（主務省令）</p> <p>第六十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第六十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>



○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）（第十二条の六関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（主務省令）</p> <p>第八十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第八十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）（第十二条の六関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（主務省令）</p> <p>第九十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、復興庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、復興庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第九十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、復興庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、復興庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

修正後	修正前
<p>（主務大臣等）                      第四百十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第八条第二項及び第三項、第十条第三項及び第五項並びに第十二条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務大臣等）                      第四百十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第八条第二項及び第三項、第十条第三項及び第五項並びに第十二条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>



○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）（第十二条の六関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（主務省令）</p> <p>第三十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第三十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（第十二条の七関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（主務省令）</p> <p>第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、特定個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令、内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、特定個人情報保護委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力・ガス取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、特定個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、特定個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令、内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、特定個人情報保護委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、特定個人情報保護委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

○構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）（第十二条の七関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（主務省令）</p> <p>第四十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力・ガス取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第四十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）（第十二条の七関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（主務省令）</p> <p>第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力・ガス取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>



○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（第十二条の七関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（主務省令）</p> <p>第五十二条 この法律における主務省令は、当該事項について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力・ガス取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る事項については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第五十二条 この法律における主務省令は、当該事項について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る事項については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

○道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）（第十二条の七関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（主務省令）</p> <p>第三十条 この法律における主務省令は、国の行政機関の長の権限に属する事務等について規定する法律及び法律に基づく命令（国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力・ガス取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る国の行政機関の長の権限に属する事務等については、それぞれ国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第三十条 この法律における主務省令は、国の行政機関の長の権限に属する事務等について規定する法律及び法律に基づく命令（国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る国の行政機関の長の権限に属する事務等については、それぞれ国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

○総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（第十二条の七関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（主務省令）</p> <p>第六十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力・ガス取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第六十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

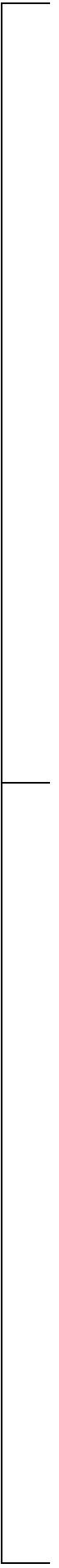
○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）（第十二条の七関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（主務省令）</p> <p>第八十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力・ガス取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第八十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

修正後	修正前
<p>（主務省令）</p> <p>第九十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、復興庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）内閣府令（告示を含む。）、復興庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力・ガス取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第九十七条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、復興庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、復興庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>

修正後	修正前
<p>（主務大臣等）            第四百十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第八条第二項及び第三項、第十条第三項及び第五項並びに第十二条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務大臣等）            第四百十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第二条第二項、第八条第二項及び第三項、第十条第三項及び第五項並びに第十二条における主務省令は、規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。</p>



○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）（第十二条の七関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（主務省令）</p> <p>第三十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力・ガス取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力・ガス取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令）</p> <p>第三十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、電力取引監視等委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、電力取引監視等委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会規則とする。</p>







修正後	修正前
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 外局</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 <u>電力取引監視等委員会（第二十四条）</u></p> <p>第五節 <u>中小企業庁（第二十五条）</u></p> <p>第五章 雑則（<u>第二十六条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて経済産業省に置かれる外局は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>電力取引監視等委員会</u></p> <p><u>中小企業庁</u></p> <p>（所掌事務）</p> <p>第十七条 資源エネルギー庁は、前条の任務を達成するため、<u>第四条第一項第十四号、第十六号、第二十七号から第二十九号まで、</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 外局</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 <u>中小企業庁（第二十四条）</u></p> <p>第五章 雑則（<u>第二十五条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて経済産業省に置かれる外局は、中小企業庁とする。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第十七条 資源エネルギー庁は、前条の任務を達成するため、<u>第四条第一項第十四号、第十六号、第二十七号から第二十九号まで、</u></p>

第三十一号、第三十二号、第四十号、第四十三号、第四十七号から第五十一号まで、第五十二号（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第六十六条の二第三項に規定する事務を除く。）、第五十三号から第五十五号まで、第五十八号及び第六十号に掲げる事務をつかさどる。

#### 第四章 外局

##### 第四節 電力取引監視等委員会

第二十四条 電力取引監視等委員会については、電気事業法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

##### 第五節 中小企業庁

第二十五条 (略)

#### 第五章 雑則

(職員)

第二十六条 (略)

第三十一号、第三十二号、第四十号、第四十三号、第四十七号から第五十五号まで、第五十八号及び第六十号に掲げる事務をつかさどる。

#### 第四章 外局

##### (新設) 第四節 (新設)

(新設)

##### 第四節 中小企業庁

第二十四条 (略)

#### 第五章 雑則

(職員)

第二十五条 (略)

○経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（第十四条関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 外局</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 <u>電力・ガス取引監視等委員会</u>（第二十四条）</p> <p>第五節（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて経済産業省に置かれる外局は、次のとおりとする。</p> <p><u>電力・ガス取引監視等委員会</u></p> <p>中小企業庁</p> <p>第四章 外局</p> <p>第四節 <u>電力・ガス取引監視等委員会</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 外局</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 <u>電力取引監視等委員会</u>（第二十四条）</p> <p>第五節（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて経済産業省に置かれる外局は、次のとおりとする。</p> <p><u>電力取引監視等委員会</u></p> <p>中小企業庁</p> <p>第四章 外局</p> <p>第四節 <u>電力取引監視等委員会</u></p>

第二十四条 電力・ガス取引監視等委員会については、電気事業法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第二十四条 電力取引監視等委員会については、電気事業法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

○電気事業法等の一部を改正する等の法律案（附則関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第十条の規定並びに次条、附則第十八条、第十九条、第二十六条、第二十七条（附則第二十六条第一項に係る部分に限る。）、第三十二条、第四十一条、第四十四条、第四十五条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第四十六条（附則第四十四条及び第四十五条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第五十条第五項、第五十四条、第六十三条、第七十三条及び第七十四条の規定 公布の日</p> <p>二 第一条、第十二条の二、第十二条の四、第十二条の六、第十二条の八及び第十三条の規定並びに附則第七十一条から第七十二条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>三 第二条中電気事業法目次の改正規定、同法第二条の十三第一項の改正規定、同法第二条の十七第一項の改正規定、同法第三</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第十条の規定並びに附則第十八条、第十九条、第二十六条、第二十七条（附則第二十六条第一項に係る部分に限る。）、第三十二条、第四十一条第四項、第四十四条、第四十五条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第四十六条（附則第四十四条及び第四十五条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第五十条第五項、第五十四条、第六十三条第四項、第七十三条、第七十四条及び第九十八条の規定 公布の日</p> <p>二 第一条及び第十三条の規定並びに附則第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>三 第二条中電気事業法目次の改正規定、同法第三十五条第一項の改正規定、同法第五章の章名の改正規定及び同法第六十六条</p>

第十五条第一項の改正規定、同法第五章の章名の改正規定、同法第六十六条の二の改正規定、同法第六十六条の六第四項の改正規定及び同法第六十六条の十六の改正規定並びに第四条、第七条、第十一条、第十二条の三、第十二条の五、第十二条の七、第十二条の九及び第十四条の規定並びに附則第二条、第二十二條第六項、第二十八条第五項、第三十五条、第三十七条、第三十八条、第四十九条、第五十条（第五項を除く。）、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十六条、第五十八条、第五十九条、第六十五条から第六十八条まで及び第七十六条の規定、附則第七十七条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、附則第七十八条第七項から第十項までの規定、附則第八十三条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、附則第八十四条の規定並びに附則第八十五条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第一百三号の改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

#### 四 (略)

五 第二条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに第三条の二及び第五条の規定並びに附則第十二条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十二条（第六項を除く。）、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条（附則第二十四条第一項に係る部分に限る。）、第二十八条（第五項を除

の二の改正規定並びに第四条、第七条、第十一条及び第十四条の規定並びに次条、附則第二十二条第六項、第二十八条第五項、第三十五条、第三十六条（附則第十八条第一項及び第四項、第十九条第二項及び第四項、第二十六条第一項及び第四項並びに第三十二条第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第三十九条、第四十条、第四十九条、第五十条（第五項を除く。）、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条から第六十二条まで、第六十三条（第四項を除く。）、第六十四条から第六十八条まで及び第七十六条の規定、附則第七十七条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、附則第七十八条第七項から第十項までの規定、附則第八十三条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、附則第八十四条の規定並びに附則第八十五条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第一百三号の改正規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

#### 四 (略)

五 第二条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）及び第五条の規定並びに附則第十二条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十二条（第六項を除く。）、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条（附則第二十四条第一項に係る部分に限る。）、第二十八条（第五項を除く。）、第二十九条か



く。)、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十四条、第三十六条(附則第二十二条第一項及び第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第三十一条に係る部分に限る。)、第三十七条、第三十八条、第四十三条、第四十五条(第四号から第六号までに係る部分に限る。)、第四十六条(附則第四十三条及び第四十五条(第四号から第六号までに係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第四十七条、第四十八条及び第七十五条の規定、附則第七十七条中地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十九条の三第三項及び第七百一条の三十四第三項第十七号の改正規定、附則第七十八条第一項から第六項まで及び第七十九条から第八十二条までの規定、附則第八十三条中法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第四十五条第一項の改正規定(同項第二号に係る部分に限る。)、附則第八十五条中登録免許税法別表第一第一号の改正規定及び同表第四百号(ハ)の改正規定、附則第八十七条の規定、附則第八十八条中電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)第二条第三号イの改正規定(「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める部分に限る。))並びに附則第九十条から第九十五条まで及び第九十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

ら第三十一条まで、第三十三条、第三十四条、第三十六条(附則第二十二条第一項及び第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第三十一条に係る部分に限る。)、第三十七条、第三十八条、第四十一条(第四項を除く。)、第四十二条、第四十三条、第四十五条(第四号から第六号までに係る部分に限る。)、第四十六条(附則第四十三条及び第四十五条(第四号から第六号までに係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第四十七条、第四十八条及び第七十五条の規定、附則第七十七条中地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十九条の三第三項及び第七百一条の三十四第三項第十七号の改正規定、附則第七十八条第一項から第六項まで及び第七十九条から第八十二条までの規定、附則第八十三条中法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第四十五条第一項の改正規定(同項第二号に係る部分に限る。)、附則第八十五条中登録免許税法別表第一第一号の改正規定及び同表第四百号(ハ)の改正規定、附則第八十七条の規定、附則第八十八条中電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)第二条第三号イの改正規定(「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める部分に限る。))並びに附則第九十条から第九十五条まで及び第九十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で

六 第十二条中電気事業法等の一部を改正する法律（以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十六条に二項を加える改正規定（第六項に係る部分に限る。）並びに附則第七条の規定 平成二十九年四月一日

七 第六条の規定 平成三十二年四月一日

八 （略）

（電力取引監視等委員会の委員長又は委員の任命のために必要な行為に関する経過措置等）

第一条の二 前条第二号に掲げる規定による改正後の電気事業法（次項において「第二号新電気事業法」という。）第六十六条の六第一項の規定による電力取引監視等委員会の委員長又は委員の任命のために必要な行為は、同項の規定の例により、同号に掲げる規定の施行の日（次項において「第二号施行日」という。）前においても、行うことができる。

2 第二号施行日後最初に任命される電力取引監視等委員会の委員長及び委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、経済産業大臣は、第二号新電気事業法第六十六条の六第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから委員長及び委員を任命す

定める日

六 第十二条中電気事業法等の一部を改正する法律（以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十六条に二項を加える改正規定（第六項に係る部分に限る。）並びに附則第七条及び第八条の規定 平成三十一年四月一日

七 第六条の規定 平成三十四年四月一日

八 （略）

（新設）

ることができる。この場合においては、その任命につき任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならないものとし、両議院の事後の承認を得られないときは、経済産業大臣は、直ちにその委員長及び委員を罷免しなければならない。

(電力取引監視等委員会の委員長及び委員に関する経過措置)

第二条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同号に掲げる規定による改正前の電気事業法（以下この条において「第三号旧電気事業法」という。）第六十六条の六第一項の規定により任命された電力取引監視等委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）に、同号に掲げる規定による改正後の電気事業法（以下この条において「第三号新電気事業法」という。）第六十六条の六第一項の規定により電力・ガス取引監視等委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第三号新電気事業法第六十六条の七第一項の規定にかかわらず、第三号施行日における第三号旧電気事業法第六十六条の六第一項の規定により任命された電力取引監視等委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第三号旧電気事

(電力取引監視等委員会の委員長及び委員に関する経過措置)

第二条 前条第三号に掲げる規定の施行の際現に同号に掲げる規定による改正前の電気事業法（以下この条において「第三号旧電気事業法」という。）第六十六条の六の規定により任命された電力取引監視等委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）に、同号に掲げる規定による改正後の電気事業法（以下この条において「第三号新電気事業法」という。）第六十六条の六の規定により電力・ガス取引監視等委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第三号新電気事業法第六十六条の七第一項の規定にかかわらず、第三号施行日における第三号旧電気事業法第六十六条の六の規定により任命された電力取引監視等委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

2 前条第三号に掲げる規定の施行の際現に第三号旧電気事業法第

業法第六十六条の五第二項の規定により指名された常勤の委員である者は、第三号施行日に、第三号新電気事業法第六十六条の五第二項の規定により委員長の職務を代理する常勤の委員として指名されたものとみなす。

(一般送配電事業者の電力量調整供給に係る託送供給等約款の認可の申請等に関する経過措置)

第三条 平成二十六年改正法の施行の際現に附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の電気事業法(以下この項において「第五号旧電気事業法」という。)第三条の許可を受けている一般送配電事業者(以下この条において単に「一般送配電事業者」という。)は、平成二十六年改正法の施行の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日までに、電力・ガス取引監視等委員会規則(第三号施行日前にあつては、電力取引監視等委員会規則。以下「委員会規則」という。)で定めるところにより、附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の電気事業法(以下この条において「第五号新電気事業法」という。)第十八条第一項に規定する託送供給等約款(以下この条において単に「託送供給等約款」という。)について、第五号新電気事業法第二条第一項第七号に規定する電力量調整供給(第五号旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する発電量調整供給を除く。次項第二号及び第四項

第六十六条の五第二項の規定により指名された委員である者は、第三号施行日に、第三号新電気事業法第六十六条の五第二項の規定により委員長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(一般送配電事業者の電力量調整供給に係る託送供給等約款の認可の申請等に関する経過措置)

第三条 平成二十六年改正法の施行の際現に附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の電気事業法(以下この項において「第五号旧電気事業法」という。)第三条の許可を受けている一般送配電事業者(以下この条において単に「一般送配電事業者」という。)は、平成二十六年改正法の施行の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日までに、経済産業省令で定めるところにより、附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の電気事業法(以下この条において「第五号新電気事業法」という。)第十八条第一項に規定する託送供給等約款(以下この条において単に「託送供給等約款」という。)について、第五号新電気事業法第二条第一項第七号に規定する電力量調整供給(第五号旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する発電量調整供給を除く。次項第二号及び第四項において同じ。)に係る料金その他の供給条件を定め、経済産業大臣の認可を申請しなければならない。

において同じ。)に係る料金その他の供給条件を定め、電力・ガス取引監視等委員会(第三号施行日前にあつては、電力取引監視等委員会。以下「委員会」という。)の認可を申請しなければならない。

2 委員会は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合してないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一・二 (略)

三 料金の額の算出方法が、地域ごとの電気の需給の状況に応じたものとなるよう、適正かつ明確に定められていること。

四〇六 (略)

3 第一項の認可を受けた一般送配電事業者は、委員会規則で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款を公表しなければならない。

4 第一項の認可を受けた一般送配電事業者は、同項の認可を受けた託送供給等約款により難い特別の事情がある場合であつて、第五号新電気事業法第十八条第二項ただし書に規定する料金その他の供給条件により電力量調整供給を行おうとするときは、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(以下「第五号施行日」という。)前においても、当該料金その他の供給条件について委員会の認可を受けることができる。

(削る)

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一・二 (略)

三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

四〇六 (略)

3 第一項の認可を受けた一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款を公表しなければならない。

4 第一項の認可を受けた一般送配電事業者は、同項の認可を受けた託送供給等約款により難い特別の事情がある場合であつて、第五号新電気事業法第十八条第二項ただし書に規定する料金その他の供給条件により電力量調整供給を行おうとするときは、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(以下「第五号施行日」という。)前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けることができる。

5 経済産業大臣は、第一項又は前項の認可をしようとする場合に

5 | 6 | (略)

(電気事業に係る一般担保に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に発行された第三条の規定による改正前の電気事業法（次条、附則第九条及び第十条において「旧電気事業法」という。）第二十七条の三十項から第三項までの社債の社債権者については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(電気事業法の一部改正に伴う準備行為)

第七条 一般送配電事業者（旧電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。第三項において同じ。）は、施行日前においても、第三条の規定による改正後の電気事業法（以下この条において「新電気事業法」という。）第二十二条の二第一項ただし書及び第二項の規定の例により、委員会の認可を受けることができる。

2 送電事業者（旧電気事業法第二条第一項第十一号に規定する送

は、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会（第三号施行日前にあつては、電力取引監視等委員会）の意見を聴かなければならない。

6 | 7 | (略)

(電気事業に係る一般担保に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に発行された第三条の規定による改正前の電気事業法（次条から附則第十条までにおいて「旧電気事業法」という。）第二十七条の三十項から第三項までの社債の社債権者については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(電気事業法の一部改正に伴う準備行為)

第七条 一般送配電事業者（旧電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。第三項及び次条第一項第一号において同じ。）は、施行日前においても、第三条の規定による改正後の電気事業法（以下この条及び次条において「新電気事業法」という。）第二十二条の二第一項ただし書及び第二項並びに第六十条の十の規定の例により、経済産業大臣の認可を受けることができる。

2 送電事業者（旧電気事業法第二条第一項第十一号に規定する送

電事業者をいう。次項において同じ。）は、施行日前においても、新電気事業法第二十七条の十一の二第一項ただし書及び第二項の規定の例により、委員会の認可を受けることができる。

3 前二項の委員会の認可を受けた一般送配電事業者又は送電事業者は、施行日において新電気事業法第二十二條の二第一項ただし書又は第二十七條の十一の二第一項ただし書の認可を受けたものとみなす。

## 第八条 削除

電事業者をいう。次項及び次条第一項第二号において同じ。）は、施行日前においても、新電気事業法第二十七條の十一の二第一項ただし書及び第二項並びに第六十六條の十の規定の例により、経済産業大臣の認可を受けることができる。

3 前二項の経済産業大臣の認可を受けた一般送配電事業者又は送電事業者は、施行日において新電気事業法第二十二條の二第一項ただし書又は第二十七條の十一の二第一項ただし書の認可を受けたものとみなす。

第八条 次に掲げる会社は、施行日前においても、新電気事業法附則第十項から第十二項まで、第十五項及び第十六項の規定の例により、経済産業大臣の認可を受けることができる。

- 一 一般送配電事業者たる会社
  - 二 送電事業者たる会社
  - 三 発電事業者（旧電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者をいう。）たる会社
  - 四 前三号に掲げる会社を子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）とする会社
- 2 前項の認定を受けた会社は、施行日において新電気事業法附則第十二項の認定を受けたものとみなす。

(一般ガス導管事業に係る託送供給約款の認可の申請等に関する経過措置)

第十八条 この法律の公布の際現に第五号旧ガス事業法第三条の許可を受けている一般ガス事業者であつて第五号新ガス事業法第三十五条の規定により許可を受けるべき者に該当するもの(以下この条及び次条において単に「一般ガス事業者」という。)は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、委員会規則で定めるところにより、託送供給約款(第五号新ガス事業法第四十八条第一項に規定する託送供給約款をいう。以下この条において同じ。)を定め、委員会の認可を申請しなければならない。ただし、託送供給(第五号新ガス事業法第二条第四項に規定する託送供給をいう。次項第二号及び第四項において同じ。)の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項本文の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項本文の認可をしなければならない。

一〜六 (略)

3 第一項本文の認可を受けた一般ガス事業者は、委員会規則で定めるところにより、同項本文の認可を受けた託送供給約款を公表

(一般ガス導管事業に係る託送供給約款の認可の申請等に関する経過措置)

第十八条 この法律の公布の際現に第五号旧ガス事業法第三条の許可を受けている一般ガス事業者であつて第五号新ガス事業法第三十五条の規定により許可を受けるべき者に該当するもの(以下この条及び次条において単に「一般ガス事業者」という。)は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款(第五号新ガス事業法第四十八条第一項に規定する託送供給約款をいう。以下この条において同じ。)を定め、経済産業大臣の認可を申請しなければならない。ただし、託送供給(第五号新ガス事業法第二条第四項に規定する託送供給をいう。次項第二号及び第四項において同じ。)の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 経済産業大臣は、前項本文の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項本文の認可をしなければならない。

一〜六 (略)

3 第一項本文の認可を受けた一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項本文の認可を受けた託送供給約款を公



しなければならない。

4 第一項本文の認可を受けた一般ガス事業者は、同項本文の認可を受けた託送供給約款により難い特別の事情がある場合であつて、第五号新ガス事業法第四十八条第三項ただし書に規定する料金その他の供給条件により託送供給を行おうとするときは、第五号施行日前においても、当該料金その他の供給条件について委員会の認可を受けることができる。

5～8 (略)

(一般ガス導管事業に係る最終保障供給に係る約款の届出等に関する経過措置)

第十九条 一般ガス事業者は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、第五号新ガス事業法第五十一条第一項に規定する約款を定め、委員会規則で定めるところにより、委員会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、前項の規定による届出をした約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般ガス事業者に対し、相当の期限を定め、当該約款を変更すべきことを命ずることができる。

一～四 (略)

表しなければならない。

4 第一項本文の認可を受けた一般ガス事業者は、同項本文の認可を受けた託送供給約款により難い特別の事情がある場合であつて、第五号新ガス事業法第四十八条第三項ただし書に規定する料金その他の供給条件により託送供給を行おうとするときは、第五号施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けることができる。

5～8 (略)

(一般ガス導管事業に係る最終保障供給に係る約款の届出等に関する経過措置)

第十九条 一般ガス事業者は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、第五号新ガス事業法第五十一条第一項に規定する約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般ガス事業者に対し、相当の期限を定め、当該約款を変更すべきことを命ずることができる。

一～四 (略)

3 第一項の規定による届出をした一般ガス事業者は、委員会規則で定めるところにより、同項の規定による届出をした約款を公表しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした一般ガス事業者は、同項の規定による届出をした約款により難い特別の事情がある場合であつて、第五号新ガス事業法第五十一条第二項ただし書に規定する料金その他の供給条件により最終保障供給（第五号新ガス事業法第二条第五項に規定する最終保障供給をいう。）を行おうとするときは、第五号施行日前においても、当該料金その他の供給条件について委員会の承認を受けることができる。

5・6 (略)

(旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款)

第二十四条 旧一般ガスみなしガス小売事業者は、附則第二十二條第一項の義務を負う間、指定旧供給区域等小売供給に係る料金その他の供給条件について、委員会規則で定めるところにより、指定旧供給区域等小売供給約款を定め、委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合して

3 第一項の規定による届出をした一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした約款を公表しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした一般ガス事業者は、同項の規定による届出をした約款により難い特別の事情がある場合であつて、第五号新ガス事業法第五十一条第二項ただし書に規定する料金その他の供給条件により最終保障供給（第五号新ガス事業法第二条第五項に規定する最終保障供給をいう。）を行おうとするときは、第五号施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の承認を受けることができる。

5・6 (略)

(旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款)

第二十四条 旧一般ガスみなしガス小売事業者は、附則第二十二條第一項の義務を負う間、指定旧供給区域等小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、指定旧供給区域等小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適

いと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一〜四 (略)

3 (略)

(旧一般ガスみなしガス小売事業者の旧認可供給条件に関する経過措置)

第二十五条 旧認可供給条件は、委員会規則で定めるところにより、第五号施行日から起算して一月以内に委員会の承認を受けたときは、附則第二十二條第四項の規定によりなおその効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第二十条ただし書の認可を受けたものとみなす。

(旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款に関する準備行為)

第二十六条 この法律の公布の際現に第五号旧ガス事業法第三條の許可を受けている一般ガス事業者(以下この条において単に「一般ガス事業者」という。)は、第五号施行日前においても、附則第二十四條第一項の規定の例により、指定旧供給区域等小売供給約款を定め、委員会の認可を受けることができる。

2 委員会は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一〜四 (略)

3 (略)

(旧一般ガスみなしガス小売事業者の旧認可供給条件に関する経過措置)

第二十五条 旧認可供給条件は、経済産業省令で定めるところにより、第五号施行日から起算して一月以内に経済産業大臣の承認を受けたときは、附則第二十二條第四項の規定によりなおその効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第二十条ただし書の認可を受けたものとみなす。

(旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款に関する準備行為)

第二十六条 この法律の公布の際現に第五号旧ガス事業法第三條の許可を受けている一般ガス事業者(以下この条において単に「一般ガス事業者」という。)は、第五号施行日前においても、附則第二十四條第一項の規定の例により、指定旧供給区域等小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けることができる。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

## 一〇四 (略)

3 第一項の認可を受けた一般ガス事業者は、委員会規則で定めるところにより、同項の認可を受けた指定旧供給区域等小売供給約款を公表しなければならない。

4 第一項の認可を受けた一般ガス事業者は、同項の認可を受けた指定旧供給区域等小売供給約款により難い特別の事情がある場合であつて、附則第二十二條第四項の規定によりなおその効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第二十條ただし書に規定する料金その他の供給条件により指定旧供給区域等小売供給を行おうとするときは、第五号施行日前においても、当該料金その他の供給条件について委員会の認可を受けることができる。

5〇7 (略)

## (公聴会)

第二十七條 委員会は、附則第二十四條第一項又は前條第一項の規定による認可をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点小売供給約款)

第三十條 旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、附則第二十八條第

## 一〇四 (略)

3 第一項の認可を受けた一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた指定旧供給区域等小売供給約款を公表しなければならない。

4 第一項の認可を受けた一般ガス事業者は、同項の認可を受けた指定旧供給区域等小売供給約款により難い特別の事情がある場合であつて、附則第二十二條第四項の規定によりなおその効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第二十條ただし書に規定する料金その他の供給条件により指定旧供給区域等小売供給を行おうとするときは、第五号施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けることができる。

5〇7 (略)

## (公聴会)

第二十七條 経済産業大臣は、附則第二十四條第一項又は前條第一項の規定による認可をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点小売供給約款)

第三十條 旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、附則第二十八條第

一項の義務を負う間、指定旧供給地点小売供給に係る料金その他の供給条件について、委員会規則で定めるところにより、指定旧供給地点小売供給約款を定め、委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一～四 (略)

3 (略)

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者の旧認可供給条件に関する経過措置)

第三十一条 旧認可供給条件は、委員会規則で定めるところにより、第五号施行日から起算して一月以内に委員会の承認を受けたときは、附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第三十七条の六の二ただし書の認可を受けたものとみなす。

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点小売供給約款に関する準備行為)

第三十二条 この法律の公布の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の二の許可を受けている簡易ガス事業者（以下この条において

一項の義務を負う間、指定旧供給地点小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、指定旧供給地点小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一～四 (略)

3 (略)

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者の旧認可供給条件に関する経過措置)

第三十一条 旧認可供給条件は、経済産業省令で定めるところにより、第五号施行日から起算して一月以内に経済産業大臣の承認を受けたときは、附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第三十七条の六の二ただし書の認可を受けたものとみなす。

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点小売供給約款に関する準備行為)

第三十二条 この法律の公布の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の二の許可を受けている簡易ガス事業者（以下この条において

単に「簡易ガス事業者」という。)は、第五号施行日前においても、附則第三十条第一項の規定の例により、指定旧供給地点小売供給約款を定め、委員会の認可を受けることができる。

2 委員会は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一～四 (略)

3 第一項の認可を受けた簡易ガス事業者は、委員会規則で定めるところにより、同項の認可を受けた指定旧供給地点小売供給約款を公表しなければならない。

4 第一項の認可を受けた簡易ガス事業者は、同項の認可を受けた指定旧供給地点小売供給約款により難い特別の事情がある場合であつて、附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第三十七条の六の二ただし書に規定する料金その他の供給条件により指定旧供給地点小売供給を行おうとするときは、第五号施行日前においても、当該料金その他の供給条件について委員会の認可を受けることができる。

5～7 (略)

(みなしガス小売事業者に対する報告の徴収)

第三十三条 経済産業大臣は、附則第二十二條及び第二十三條の規

単に「簡易ガス事業者」という。)は、第五号施行日前においても、附則第三十条第一項の規定の例により、指定旧供給地点小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けることができる。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一～四 (略)

3 第一項の認可を受けた簡易ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた指定旧供給地点小売供給約款を公表しなければならない。

4 第一項の認可を受けた簡易ガス事業者は、同項の認可を受けた指定旧供給地点小売供給約款により難い特別の事情がある場合であつて、附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第三十七条の六の二ただし書に規定する料金その他の供給条件により指定旧供給地点小売供給を行おうとするときは、第五号施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けることができる。

5～7 (略)

(みなしガス小売事業者に対する報告の徴収)

第三十三条 経済産業大臣は、附則第二十二條から第二十五條まで

定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2 経済産業大臣は、附則第二十八条及び第二十九条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧簡易ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

3 委員会は、附則第二十四条及び第二十五条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

4 委員会は、附則第三十条及び第三十一条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧簡易ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

(みなしガス小売事業者に対する立入検査)

第三十四条 経済産業大臣は、附則第二十二條及び第二十三條の規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、附則第二十八条及び第二十九条の規定の施行

の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2 経済産業大臣は、附則第二十八条から第三十一条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧簡易ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

(新設)

(新設)

(みなしガス小売事業者に対する立入検査)

第三十四条 経済産業大臣は、附則第二十二條から第二十五條までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、附則第二十八条から第三十一条までの規定の

に必要な限度において、その職員に、旧簡易ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3| 委員会は、附則第二十四条及び第二十五条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4| 委員会は、附則第三十条及び第三十一条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧簡易ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5| 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証拠を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

6| 第一項から第四項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委員会の権限等)

第三十五条 委員会は、附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の電気事業法第六十六条の二第三項に規定するもののほか、この附則の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

施行に必要な限度において、その職員に、旧簡易ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(新設)

3| 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証拠を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

4| 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(ガス事業法の一部改正に伴う電力・ガス取引監視等委員会の権限等)

第三十五条 電力・ガス取引監視等委員会(次条から附則第四十二条までにおいて「委員会」という。)は、附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の電気事業法第六十六条の二第二項に規定す



2| 前項の場合において、第十四条の規定による改正後の経済産業省設置法第十七条中「電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第六十六条の二第三項」とあるのは「電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第六十六条の二第三項及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第 号）附則第三十条第一項」と、同法第二十四条中「電気事業法（これに基づく命令を含む。）」とあるのは「電気事業法及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（これらに基づく命令を含む。）」とする。

第三十六条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

(削る)

(削る)

るもののほか、次条から附則第四十条まで並びに第四十一条第一項及び第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2| 前項の場合において、第十四条の規定による改正後の経済産業省設置法（以下この項及び附則第五十七条第二項において「新経済産業省設置法」という。）第六条第二項の表電力・ガス取引監視等委員会の項中「電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）」とあるのは「電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第 号）」と、新経済産業省設置法第十七条中「電気事業法第六十六条の二第二項」とあるのは「電気事業法第六十六条の二第二項及び電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三十五条第一項」とする。

第三十六条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一 附則第十八条第一項本文若しくは第四項、第二十四条第一項、第二十六条第一項若しくは第四項、第三十条第一項又は第三十二条第一項若しくは第四項の認可をしようとするとき。  
二 附則第十八条第一項ただし書、第十九条第四項、第二十五条又は第三十一条の承認をしようとするとき。

(削る)

一〇三

2 (略)

第三十七条 委員会は、この附則の規定によりその権限に属させられた事項に関し、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。

2 委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3 委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業大臣に対し、当該建議に基づき講じた施策について報告を求めることができる。

第三十八条 委員会は、この附則の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明そ

三 附則第十九条第二項の規定による命令をしようとするとき。

四〇六

2 (略)

第三十七条 委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなしガス小売事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けたみなしガス小売事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

3 委員会は、前項の規定による報告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該報告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

第三十八条 委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取

他の必要な協力を求めることができる。

- 2| 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- 3| 委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

第三十九条及び第四十条 削除

- 2| 委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- 3| 委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業大臣に対し、当該建議に基づき講じた施策について報告を求めることができる。

第四十条 委員会は、附則第三十六条第一項、第三十七条第一項、

第三十八条第一項、前条第一項並びに次条第一項及び第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(権限の委任)

第四十一条 経済産業大臣は、附則第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定による権限（ガスの適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に限る。）を委員会に委任する。ただし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2| 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3| 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4| 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第十二条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第二十二條第一項

(権限の委任)

第四十一条 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第十二条から第十五条まで、第十七条、第二十二條第一項及び第二項、第二十三條、第二十八條第一項及び第二項、第二十九條、第三十三條第一項及び第二項、第三十四條第一項及び第二項並びに第三十六條第一項の規定による権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

及び第二項、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条から第三十四条まで並びに第三十六条第一項の規定による権限（第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を経済産業局長に委任することができる。

5] 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6] 前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に關しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

（委員会に対する審査請求）

第四十二条 委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条の規定により行う報の命令（前条第五項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 四 （略）

五 附則第三十三条第一項又は第二項の規定による報告をせず、

第四十二条 削除

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 四 （略）

五 附則第三十三条第一項から第四項までの規定による報告をせ

ず、又は虚偽の報告をした者

六 附則第三十四条第一項から第四項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(みなし熱供給事業者の指定旧供給区域熱供給規程)

第五十二条 みなし熱供給事業者は、附則第五十条第一項の義務を負う間、指定旧供給区域熱供給に係る料金その他の供給条件について、委員会規則で定めるところにより、指定旧供給区域熱供給規程を定め、委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一〜四 (略)

3 みなし熱供給事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、料金を引き下げの場合その他の指定旧供給区域熱供給を受ける者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として委員会規則で定める場合には、委員会規則で定めるところにより、同項の認可を受けた指定旧供給区域熱供給規程(次項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの)で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

4 みなし熱供給事業者は、前項の規定により料金その他の供給条

又は虚偽の報告をした者

六 附則第三十四条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(みなし熱供給事業者の指定旧供給区域熱供給規程)

第五十二条 みなし熱供給事業者は、附則第五十条第一項の義務を負う間、指定旧供給区域熱供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、指定旧供給区域熱供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一〜四 (略)

3 みなし熱供給事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、料金を引き下げの場合その他の指定旧供給区域熱供給を受ける者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた指定旧供給区域熱供給規程(次項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの)で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

4 みなし熱供給事業者は、前項の規定により料金その他の供給条

件を変更したときは、委員会規則で定めるところにより、変更後の指定旧供給区域熱供給規程を委員会に届け出なければならぬ。

5 委員会は、前項の規定による届出に係る指定旧供給区域熱供給規程が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該みなし熱供給事業者に対し、相当の期限を定め、その指定旧供給区域熱供給規程を変更すべきことを命ずることができる。

一〇三 (略)

6・7 (略)

(みなし熱供給事業者の旧認可供給条件に関する経過措置)

第五十三条 旧認可供給条件は、委員会規則で定めるところにより、第三号施行日から起算して一月以内に委員会の承認を受けたときは、附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱供給事業法第十五条第一項ただし書の認可を受けたものとみなす。

(みなし熱供給事業者の指定旧供給区域熱供給規程に関する準備行為)

第五十四条 この法律の公布の際現に旧熱供給事業法第三条の許可を受けている熱供給事業者(以下この条において単に「熱供給事

件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の指定旧供給区域熱供給規程を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る指定旧供給区域熱供給規程が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該みなし熱供給事業者に対し、相当の期限を定め、その指定旧供給区域熱供給規程を変更すべきことを命ずることができる。

一〇三 (略)

6・7 (略)

(みなし熱供給事業者の旧認可供給条件に関する経過措置)

第五十三条 旧認可供給条件は、経済産業省令で定めるところにより、第三号施行日から起算して一月以内に経済産業大臣の承認を受けたときは、附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱供給事業法第十五条第一項ただし書の認可を受けたものとみなす。

(みなし熱供給事業者の指定旧供給区域熱供給規程に関する準備行為)

第五十四条 この法律の公布の際現に旧熱供給事業法第三条の許可を受けている熱供給事業者(以下この条において単に「熱供給事

業者」という。)は、第三号施行日前においても、附則第五十二条第一項の規定の例により、指定旧供給区域熱供給規程を定め、委員会の認可を受けることができる。

2 委員会は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一〜四 (略)

3 (略)

4 第一項の認可を受けた熱供給事業者は、同項の認可を受けた指定旧供給区域熱供給規程により難い特別の事情がある場合であつて、附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱供給事業法第十五条第一項ただし書に規定する料金その他の供給条件により指定旧供給区域熱供給を行おうとするときは、第三号施行日前においても、当該料金その他の供給条件について委員会の認可を受けることができる。

5〜7 (略)

(みなし熱供給事業者に対する報告の徴収)

第五十五条 経済産業大臣は、附則第五十条及び第五十一条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし熱供給事業者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

業者」という。)は、第三号施行日前においても、附則第五十二条第一項の規定の例により、指定旧供給区域熱供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けることができる。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一〜四 (略)

3 (略)

4 第一項の認可を受けた熱供給事業者は、同項の認可を受けた指定旧供給区域熱供給規程により難い特別の事情がある場合であつて、附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱供給事業法第十五条第一項ただし書に規定する料金その他の供給条件により指定旧供給区域熱供給を行おうとするときは、第三号施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けることができる。

5〜7 (略)

(みなし熱供給事業者に対する報告の徴収)

第五十五条 経済産業大臣は、附則第五十条から第五十三条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし熱供給事業者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。



2| 委員会は、附則第五十二条及び第五十三条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし熱供給事業者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(みなし熱供給事業者に対する立入検査)

第五十六条 経済産業大臣は、附則第五十条及び第五十一条の規定の施行に必要な限度において、その職員にみなし熱供給事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、熱供給施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2| 委員会は、附則第五十二条及び第五十三条の規定の施行に必要な限度において、その職員にみなし熱供給事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、熱供給施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3| 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4| 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(削る)

第五十七条 削除

(新設)

(みなし熱供給事業者に対する立入検査)

第五十六条 経済産業大臣は、附則第五十条から第五十三条までの規定の施行に必要な限度において、その職員にみなし熱供給事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、熱供給施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(新設)

2| 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3| 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(熱供給事業法の一部改正に伴う電力・ガス取引監視等委員会の権限等)

第五十七条 電力・ガス取引監視等委員会(次条から附則第六十四

条までにおいて「委員会」という。）は、附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の電気事業法第六十六条の二第二項に規定するもののほか、次条から附則第六十二条まで並びに第六十三条第一項及び第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2| 前項の場合において、新経済産業省設置法第六条第二項の表電力・ガス取引監視等委員会の項中「電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）」とあるのは「電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第 号）」と、新経済産業省設置法第十七条中「電気事業法第六十六条の二第二項」とあるのは「電気事業法第六十六条の二第二項及び電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第五十七条第一項」とする。

（新設）

第五十八条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一・二 （略）

三 附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱供給事業法第九条第一項若しくは第二項、第十一条第二項若しくは第十五条第一項ただし書の認可又は附則第五

（委員会の意見等）

第五十八条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一・二 （略）

三 附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱供給事業法第九条第一項若しくは第二項、第十一条第二項又は第十五条第一項ただし書の認可をしようとする

き。

四 (略)

五 附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱供給事業法第十六条第一項の規定による命令をしようとするとき。

六 (略)

(削る)

2 (略)

第五十九条 委員会は、この附則の規定によりその権限に属させられた事項に関し、必要があると認めるときは、熱供給事業に関する講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。

2 委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3 委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業大臣に対し、当該建議に基づき講じた施策について報告を求めることができる。

第十二条第一項の認可をしようとするとき。

四 (略)

五 附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱供給事業法第十六条第一項の規定による命令又は附則第五十二条第五項の規定による命令をしようとするとき。

六 (略)

七 附則第五十三条の規定による承認をしようとするとき。

2 (略)

第五十九条 委員会は、附則第六十三条第一項又は第二項の規定により委任された附則第五十五条又は第五十六条第一項の規定による権限を行使した場合において、必要があると認めるときは、みなし熱供給事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けたみなし熱供給事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

3 委員会は、前項の規定による報告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該報告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

第六十条 委員会は、附則第六十三条第一項又は第二項の規定により委任された附則第五十五条又は第五十六条第一項の規定による権限を行使した場合において、特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2| 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3| 委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

第六十一条 委員会は、附則第五十八条第一項、次条並びに附則第六十三条第一項及び第二項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、必要があると認めるときは、熱供給事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。

2| 委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3| 委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業大臣に対し、当該建議に基づき講じた施策について報告を求めることができる。

(権限の委任)

第六十三条 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第四十九条、第五十条第一項及び第二項、第五十一条、第五十五条第一項、第五十六条第一項並びに第五十八条第一項の規定による権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

第六十二条 委員会は、附則第五十八条第一項、第五十九条第一項、第六十条第一項、前条第一項並びに次条第一項及び第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(権限の委任)

第六十三条 経済産業大臣は、附則第五十五条及び第五十六条第一項の規定による権限（附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱供給事業法第十五条第一項の規定並びに附則第五十二条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第五十三条の規定に限る。）を委員会に委任する。ただし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第五十五条及び第五十六条第一項の規定による権限（附則第五十条第一項及び第二項の規定、同条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱供給事業法第九条、第十一条、第十二条及び第

十六条の規定並びに附則第五十一条第一項及び第二項の規定に関するものに限る。)を委員会に委任することができる。

3| 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4| 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第四十九条、第五十条第一項及び第二項、第五十一条から第五十六条まで並びに第五十八条第一項の規定による権限(第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)の一部を経済産業局長に委任することができる。

5| 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6| 前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に關しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

(委員会に対する審査請求)

第六十四条 委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任された附則第五十五条の規定により行う報告の命令(前条第五項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。)についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 附則第五十五条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 附則第五十六条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(処分等の効力)

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条、次条及び附則第七十二条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。次条第一項において「旧法令」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法令の相当の規定によつてしたものとみなす。

(命令の効力)

第七十一条の二 この法律の施行の際現に効力を有する旧法令の規

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 附則第五十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 附則第五十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(処分等の効力)

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(新設)

定により発せられた経済産業省令（次項において「旧経済産業省令」という。）で、新法令の規定により委員会規則で定めるべき事項を定めているものは、委員会規則としての効力を有する。

2| 旧経済産業省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の経済産業省令としての効力を有するものとする。

（削る）

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第九十八条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二百三十六条中電気事業法の改正規定に次のように加える。  
 第百十四条の二（見出しを含む。）中「不服申立て」を「審査請求」に改める。